

(平成23年10月19日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認神奈川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	35 件
国民年金関係	13 件
厚生年金関係	22 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	38 件
国民年金関係	18 件
厚生年金関係	20 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 3 月から 57 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 3 月から 57 年 3 月まで

私は、会社を辞めた直後の昭和 56 年 3 月に、A 市役所で厚生年金保険から国民年金への切替手続を行った。同年 4 月に結婚したことにより、B 市に転居し、強制加入被保険者から任意加入被保険者への種別変更手続を行った。同年 3 月の国民年金保険料については、A 市又は B 市のどちらで納付したか定かではないが、同年 4 月以降の保険料は、B 市の金融機関で毎月納付していた。申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 56 年 3 月に退職した際、A 市役所で厚生年金保険から国民年金への切替手続を行ったと主張しているところ、A 市の被保険者名簿によると、申立期間である同年 3 月及び昭和 56 年度の欄に、国民年金保険料の納付書を発行したことを示す印が押されていることが確認できることから、申立人は、A 市で厚生年金保険から国民年金への切替手続を行い、A 市から申立期間の納付書が発行されていることが確認できる上、年金手帳から住所変更及び氏名変更の手続も適切に行われていることが確認できる。

また、申立人の特殊台帳には、昭和 56 年 9 月に A 市を管轄する社会保険事務所（当時）から B 市を管轄する社会保険事務所へ台帳が移管された旨が記載されていることから、B 市においても昭和 56 年度の納付書が発行されているものと推認できる。

さらに、申立期間の大半は、国民年金の任意加入期間であり、申立人は国民年金に任意加入したにもかかわらず、国民年金保険料を納付しなかったとされているのは不自然である上、申立期間は 13 か月と比較的短期間である。

加えて、申立人は、厚生年金保険から国民年金への切替手続及び国民年金の種別変更手続を適切に行っている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年11月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年11月から52年3月まで

私の母親は、昭和52年5月頃に、市役所で私の国民年金の加入手続を行った際に、私の20歳到達時から未納になっていた国民年金保険料について、市役所の職員から、一度で納付するのは大変なので2回に分けて納付することを勧められたため、後日送付されてきた納付書により、市役所又は金融機関で2回に分けて納付した。納付した金額は、1回当たり1万円弱であったと母親から聞いている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が、昭和52年5月頃に、市役所で申立人の国民年金の加入手続を行った後、申立人の20歳到達時から未納になっていた国民年金保険料を2回に分けて納付したと主張しているところ、申立人の国民年金の加入手続が行われた時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、同年6月と推認でき、その時点で申立期間の保険料は、過年度納付により納付することが可能であった上、申立人が納付したとする保険料額は、申立期間当時に実際に納付した場合の保険料額とおおむね一致していることから、申立内容に特段不合理な点は認められない。

また、申立人の国民年金保険料を納付したとするその母親は、国民年金に任意加入している期間もあり、申立期間も含め、国民年金加入期間について保険料を全て納付していることから、保険料の納付意識は高かったものと認められる上、「私は、昭和52年5月頃に息子（申立人）の国民年金の加入手

続を行った際に、市役所の職員に勧められて、20 歳から未納になっていた息子の保険料を2回に分けて納付した。」旨、証言している。

さらに、申立期間は5か月と短期間である上、申立期間後の国民年金加入期間について未納期間は存在しない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年3月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和26年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年3月から47年3月まで

私は、昭和47年6月に結婚した後、町役場の支所で国民年金の加入手続を行った。加入手続を行った際、申立期間の国民年金保険料が未納となっていることを知ったので、48年4月30日に保険料を遡ってまとめて納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和47年6月に結婚した後、町役場の支所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料については、48年4月30日に遡ってまとめて納付したと主張しているところ、申立人が国民年金の加入手続を行った時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、47年5月から同年9月頃までの間と推認でき、申立人が保険料の納付時期として主張する48年4月30日の時点において、申立期間の保険料は過年度納付により納付することができる上、申立期間当時の町役場の支所では、過年度納付書を発行していたことが確認できることから、申立人の主張に特段不自然な点は見当たらない。

また、申立人は、申立期間後の国民年金保険料を全て納付しており、口座振替を利用するなど保険料の納付意識は高かったものと認められる上、申立期間直後の昭和47年4月から48年3月までの保険料を同年4月30日に納付していることが確認できることから、同日に申立人が13か月と比較的短期間である申立期間の保険料を納付したと考えることも不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成元年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 4 月から 52 年 3 月まで
② 平成元年 3 月

私は、20 歳になったときに、私の母親の勧めにより国民年金の加入手続を行った。申立期間①及び②の国民年金保険料については、公共料金と一緒に定期的に金融機関で納付していた。当該期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人は、公共料金と一緒に定期的に国民年金保険料を金融機関で納付していたと主張しているところ、申立人は、申立期間②の前後 17 年以上にわたって保険料を納付しており、当該期間の前後を通じて、申立人の住所や仕事に変更は無く、申立人の生活状況に特段の変化は認められないことから、途中の 1 か月と短期間である当該期間の保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

2 一方、申立期間①について、申立人は、20 歳になったときに、その母親の勧めにより国民年金の加入手続を行い、公共料金と一緒に定期的に国民年金保険料を金融機関で納付していたと主張しているが、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付金額についての記憶が曖昧であることから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人が現在所持している年金手帳に記載された国民年金手帳記号番号が払い出される以前に、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことが確認できるが、当該手帳記号番号における国民年金の加入手続

が行われた時期は、前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、昭和47年8月頃と推認でき、申立人の主張する時期と一致しない上、当該手帳記号番号におけるマイクロフィルムには保険料が納付された形跡は一切無く、同年同月以前に別の手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人は、現在所持している年金手帳に「初めて被保険者となった日」が昭和43年*月*日と記載されていることを根拠に、同年同月に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、この「初めて被保険者となった日」は、保険料の納付の有無にかかわらず、法律の規定に基づき最初に国民年金に加入すべき日が、国民年金の被保険者資格取得日として年金手帳に記載されることから、保険料の納付の開始時期を特定するものではない。

加えて、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成元年3月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年10月から9年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年10月から9年3月まで

私は、会社を退職した平成8年10月に、市役所で、国民健康保険と国民年金の加入手続を行った。加入手続後、私は、国民年金保険料と国民健康保険料を納付するために、私名義の銀行の預金口座から、毎月、3万円を出金し、郵便局又は金融機関の窓口で納付していた。途中から、口座振替での納付に変更した。納付を開始したのは、同年11月からだと思う。

私は、父親から厳しく言われていたので、国民年金保険料及び国民健康保険料を納付していたのに、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

平成8年11月から申立期間に係る国民年金保険料を納付開始したとする申立内容とは相違するものの、申立人の基礎年金番号は、9年1月1日に付番されていること、及び後述する同番号による保険料の還付記録から、申立人は、同年同月から同年3月までの間に国民年金の加入手続を行ったと推認され、制度上、過誤納金が生じた時点において、保険料を充当すべき期間（納期限は経過しているが、消滅時効にかかわらず、納付義務が消滅していない未納とされた期間）が存在する場合には、保険料の充当を、還付に優先して行わなければならないが、オンライン記録によると、申立人が同年4月に、厚生年金保険に加入したことを理由として、同年5月分の保険料が過誤納となったものの、申立期間には充当されず、同年8月に還付されていることが確認できることから、当該過誤納金が生じた時点において、当該期間に保険料を充当すべき期間は存在せず、納付済みとされていた可能性が考えられる。

また、前述のとおり、申立人は、平成9年1月から同年3月までの間に国民年金の加入手続を行ったと推認されるが、加入手続を行いながら現年度納付により納付することが可能な申立期間の国民年金保険料を全く納付しなかったとするのは不自然である上、当該期間は6か月と短期間である。

さらに、申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付している上、保険料を前納している期間もあるなど、保険料の納付意識が高かったことがうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 2 月から 53 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 2 月から 53 年 3 月まで

私が 20 歳になった昭和 52 年頃、父親から国民年金に加入するよう勧められ、父親が私の国民年金の加入手続を区役所で行い、未納が無いように私と兄の国民年金保険料を一緒に納付していた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳になった昭和 52 年頃、父親から国民年金に加入するよう勧められ、その父親が申立人の国民年金の加入手続を区役所で行い、未納が無いように申立人の兄の国民年金保険料と一緒に納付していたと主張しているところ、申立人の国民年金の加入手続が行われた時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から 53 年 7 月頃と推認でき、申立期間は、当該加入手続時点で保険料を遡って納付することができる期間である。

また、申立人は、その父親が申立人とその兄の国民年金保険料を一緒に納付していたと主張しているところ、申立期間は、申立人の両親及び兄ともに保険料が納付済みとなっている。

さらに、申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたとするその父親は、国民年金に任意加入している上、加入期間の保険料を全て納付していることが確認できる。

加えて、申立人は、申立期間を除いて国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付している上、厚生年金保険から国民年金への切替手続も適切に行っていることから、保険料の納付意識は高かったものと認められるとともに、

申立期間は14か月と比較的短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 4 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 4 月から 62 年 3 月まで

私が 30 歳になった昭和 60 年頃、父親が私の国民年金の加入手続きを行ってくれた。

私の家は、昭和 51 年又は 52 年頃から、家族経営の自営業を行っており、家族の国民年金保険料は、会社の経理を担当していた父親が納付していた。

私は、父親が私の国民年金保険料と一緒に納付していた母親及び私の夫の保険料が納付済みとされているにもかかわらず、私の申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の加入手続きは、昭和 60 年 4 月から同年 7 月の国民年金保険料が 62 年 7 月 30 日に納付されていること、及び申立人の国民年金手帳記号番号の直前の番号が付与された被保険者の厚生年金保険から国民年金への切替状況から、同年同月に行われたと推認され、当該時点において、申立期間の保険料は過年度納付により納付することができた。

また、オンライン記録によれば、昭和 62 年 8 月 10 日に過年度納付書が発行されているが、申立期間前後の期間の国民年金保険料の納付状況を見ると、まず最初に、60 年 4 月から同年 7 月までの保険料が、当該過年度納付書の発行に先立つ 62 年 7 月 30 日に納付され、次に、同年 4 月から同年 8 月までの保険料が同年同月 29 日に納付されていることが確認できる。このような保険料の納付状況から、加入手続き直後に、時効が迫っていた 60 年 4 月から同年 7 月までの保険料が納付された状況がうかがえ、申立期間の保険料を納付したとされる申立人の父親には、納付可能な過去の未納期間を解消しようとする

強い保険料の納付意欲があったと認められる。

さらに、昭和 60 年度と 62 年度の国民年金保険料は、ほぼ交互に納付されていたことが認められ、過去の未納を解消しながら、加入手続後の現年度の保険料も納付していた申立人の父親が、納付することが可能であったにもかかわらず、12 か月と短期間である申立期間のみ、未納のままにしたと考えることは不自然である。

加えて、申立人の両親は、国民年金の制度発足時の昭和 36 年 4 月から 60 歳に到達するまで、国民年金加入期間における全ての国民年金保険料を納付している上、申立人の父親が国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったとする申立人の夫についても保険料の未納は無く、申立人の父親の国民年金への関心は高かったものと考えられることから、その父親が、家族のうち、申立人の保険料のみを納付しなかった理由は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 7 月から 61 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 7 月から 61 年 2 月まで

私は、昭和 59 年 7 月に会社を退職した後、区役所で国民年金の加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料については、当初、区役所又は金融機関で納付していたが、その後しばらくの間納付しなかった。61 年 3 月に厚生年金保険に加入してから督促状のような納付書が自宅に届き、当該納付書により未納にしていた保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 59 年 7 月に会社を退職した後、区役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人が国民年金の加入手続を行った時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、60 年 6 月頃と推認でき、当該時点において、申立人が申立期間の保険料を納付することは可能であり、国民年金の加入手続を行ったにもかかわらず、申立期間の保険料を全く納付しなかったとするのは不自然である上、申立期間は 20 か月と比較的短期間である。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、国民年金に加入した当初は、区役所又は金融機関で納付していたが、その後しばらくの間納付しなくなり、昭和 61 年 3 月に厚生年金保険に加入してから自宅に届いた納付書により、未納にしていた保険料を納付したと主張しているところ、申立人に対して同年 11 月に納付書が発行されていることがオンライン記録により確認できることから、申立内容と一致する上、申立人は、申立期間以外の期間

については、私的な事情により国民年金に加入しなかったが、申立期間については、59年7月に会社を退職した後に国民年金に加入し、遅れながらも未納が無いように保険料を納付したこと、及び納付書の形状を鮮明に記憶しており、その主張には信憑性がうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和54年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年7月から51年3月まで
② 昭和54年1月から同年3月まで
③ 昭和55年10月から61年4月まで

私は、区役所から国民年金の加入を促す通知が届いたため、昭和43年10月頃、区役所で夫婦二人の国民年金の加入手続を行ったと思う。

昭和51年3月に転居するまでの国民年金保険料については、記憶が定かではないが、私又は妻が区役所で納付していたか、若しくは、妻が集金人に夫婦二人分の保険料を納付していたと思う。

その後、昭和53年11月までは、私又は妻が区役所で夫婦二人分の国民年金保険料を、定期的に納付していたと思うが、保険料額など詳しいことは、私も妻も記憶していない。

昭和53年12月に転居してからの国民年金保険料については、私が市役所の出張所に数回納付しに行った記憶があり、それ以外は、私又は妻がおそらく毎月金融機関で夫婦二人分の保険料を納付しており、私も妻も免除の申請を行った記憶は無い。

私は、申立期間の国民年金保険料について、私又は妻が納付していたにもかかわらず、未納又は申請免除とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人の所持する国民年金手帳により、申立人は、転居後、国民年金の住所変更の手続を適切に行っていたと考えられ、当該期間の国民年金保険料を納付するための納付書も、転居後の市で発行されたと考えて不自然ではなく、当該期間は3か月と短期間であることに加え、

申立人は、当該期間の前後の期間の保険料を納付している。

- 2 一方、申立期間①について、申立人は、昭和 43 年 10 月頃、区役所で夫婦二人の国民年金の加入手続を行ったと述べているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の加入手続時期から、申立人は、52 年 2 月に、国民年金の加入手続を行ったと推認され、申立内容とは一致していないことに加え、その妻も当該期間の保険料は未納とされている。

また、申立期間①のうち、昭和 50 年 1 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料は、推認される加入手続の時点において、遡って納付することは可能であるが、申立人の主張からは、申立人が当該期間の保険料を遡って納付したことをうかがわせるまでの心証を得ることはできない。

さらに、申立期間①のうち、昭和 44 年 7 月から 49 年 12 月までの国民年金保険料は、前述の国民年金手帳記号番号とは別の手帳記号番号による納付の有無を確認する必要があることから、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていないか調査を行ったところ、申立人に対して、45 年 4 月に職権で手帳記号番号が払い出されていたことは確認できたものの、同手帳記号番号は取り消されており、同手帳記号番号によって保険料が納付されたことをうかがわせる形跡は無かった。

加えて、申立期間③について、申立人の特殊台帳に、昭和 55 年度及び 56 年度について過年度納付書が発行された記載があるが、申立人は申立期間③当時の国民年金保険料の納付について、「保険料は毎月金融機関で納付しており、年単位で遡って保険料を納付した記憶は無いが、督促を受ければ納付していると思う。」と述べるにとどまり、ほかに具体的な供述は無く、当該期間当時の保険料の納付状況が不明であり、申立人が当該過年度納付書で保険料を納付したと考えることは難しい。

その上、申立期間③のうち、昭和 57 年度の国民年金保険料は、申立人及びその妻共に免除の承認を受けた期間とされている。申立人はこのことについて、「当時、保険料の免除の申請を行う事情は無く、また、私や妻の保険料の免除の申請をした記憶も無いことから、申立期間③は続けて保険料を納付していたはずである。」と述べているが、行政機関が被保険者による免除の申請が行われていない期間について、保険料の免除を承認したとは考えにくく、免除の申請をした記憶は無いとする申立人の主張のみをもって、57 年度の免除の承認に係る記録管理に不備があったと認めることは難しく、申立期間③について、申立人が継続して保険料を納付していたとは考えられない。

また、申立期間①及び③の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、当該期間の保険料を納付してい

たことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和54年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 46 年 1 月から同年 3 月までの期間及び 54 年 10 月から 55 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 5 月から 41 年 3 月まで
② 昭和 46 年 1 月から同年 3 月まで
③ 昭和 54 年 10 月から 55 年 3 月まで

申立期間①について、私が 20 歳になった昭和 38 年*月頃、私の父親が区役所で私の国民年金の加入手続を行い、両親の国民年金保険料と一緒に納付していたと思う。私が結婚した 42 年 5 月頃父親から、「今までの保険料は全て納付しているから、結婚後も納付を続けるように。」とベージュ色の国民年金手帳を 1 冊受け取った。私の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していた父親は既に他界しているため、詳細は分からない。

申立期間②について、私は、昭和 45 年 6 月頃、別の区に転居した。国民年金上の転入手続は行っていないが、当該期間直前の国民年金保険料と同様に、転居前の区役所で発行された納付書を利用し、申立期間②の保険料も金融機関で納付していた。

申立期間③について、私は、当該期間の途中の昭和 54 年 12 月頃、転居したため、どの住所地で国民年金保険料を納付したか定かではないが、当該期間の保険料の納付書が送られてきたら、納付していたと思う。

申立期間①から③までの国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付している上、国民年金第 3 号被保険者に係る届出も適切に行っているなど、国民年金に対する関心及び保険料の納付意識が高かったものと考え

られる。

また、申立期間②及び③について、当該期間の前後の期間の国民年金保険料は納付済みとされており、その前後を通じて申立人の夫の職業に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められない上、申立人の夫の標準報酬月額は上位等級で推移しており、保険料を納付するだけの資力が十分にあったものと推認されることから、3か月及び6か月と短期間である申立期間②及び③の保険料もその前後の期間と同様に納付していたと考えても不自然ではない。

- 2 一方、申立期間①について、申立人自身は、当該期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとするその父親は既に他界していることから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、自身が20歳になった昭和38年*月頃にその父親が、申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続が行われたのは、41年4月から同年5月までの間と推認され、申立人が主張する国民年金の加入手続時期と一致しない。

さらに、申立人の父親が申立期間①の国民年金保険料を、当該期間当時に納付するためには、別の国民年金手帳記号番号が払い出される必要があるが、申立人は、当該期間の始期から手帳記号番号が払い出された時期を通じて同一区内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されるとは考えにくく、その形跡も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和46年1月から同年3月までの期間及び54年10月から55年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和41年11月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年9月から41年3月まで
② 昭和41年10月
③ 昭和41年11月から42年3月まで

時期は不明だが、母親が、私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれた。

私が昭和49年3月に結婚してから52年12月に転居するまでは、母親が、私及び妻の二人分の国民年金保険料を納付してくれた。

申立期間①及び②が未加入とされ、申立期間③の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間③について、申立人は、時期は不明だが、その母親が、申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれたと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続は、昭和42年4月頃に行われたものと推認でき、その時点では、申立期間③は、保険料を遡って納付することが可能な期間である。

また、i) 申立人の国民年金保険料を納付していたとするその母親は、国民年金の被保険者資格を取得した昭和36年4月から60歳に到達するまでの保険料を全て納付していること、ii) 申立人の国民年金の加入手続が行われたと推認できる42年4月から申立人が転居した52年12月までの保険料は全て納付済みとされていることから、その母親は、保険料の納付意欲が高かったものと認められ、その母親が、5か月と短期間である申立期

間③の保険料を納付していたと考えるても特段不合理な点は認められない。

2 一方、申立期間①及び②について、申立人の国民年金の被保険者資格取得時期は、昭和 41 年 11 月であることが、申立人の所持する国民年金手帳及び被保険者名簿により確認できることから、申立期間①及び②は国民年金の未加入期間で国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 41 年 9 月頃に払い出されており、申立人は、申立期間①から手帳記号番号の払出時期を通じて、同一町内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人自身は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続等を行ったとするその母親は、既に亡くなっていることから、申立期間①及び②当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明である。

加えて、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 41 年 11 月から 42 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川国民年金 事案 6213

第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 4 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 4 月から 50 年 3 月まで

母親が、私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれた。申立期間当時は、母親が、集金に来ていた民生委員に、私、妻及び父親の 3 人分の保険料を納付していた。申立期間を除いて、保険料は全て納付済みとされているにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が、申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれたと主張しているところ、申立人の保険料を納付していたとするその母親は、国民年金制度が発足した昭和 36 年 4 月から 60 歳に到達するまでの保険料を全て納付していることから、保険料の納付意欲は高かったものと認められる。

また、申立期間の前後の期間の国民年金保険料は、全て納付済みとされており、その前後を通じて、申立人の住所及びその家族の職業に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められないことから、申立期間の保険料が未納とされているのは不自然である上、保険料の納付意欲が高かったと認められるその母親が、12 か月と短期間である申立期間の保険料を納付していたと考えても特段不合理な点は認められない。

さらに、申立人は、申立期間当時は、その母親が、集金に来ていた民生委員に、申立人、その妻及び父親の 3 人分の国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立期間のその妻及び父親の保険料は、納付済みとされている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 6 月から 50 年 3 月までの期間及び 54 年 4 月から 55 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 6 月から 50 年 3 月まで
② 昭和 54 年 4 月から 55 年 3 月まで

私たち夫婦は、私の夫の仕事の事情から、国民年金に加入していなかった。時期は定かではないが、「政府が国民年金保険料を一括で支払うことを許可している。」と聞いた夫が、夫婦の国民年金の加入手続を行い、私と夫の分の保険料として、150 万円程度を遡ってまとめて納付した。そのとき、夫が、「遡ってまとめて保険料を払ってきたから、将来年金がもらえるぞ。」と言うので、その金額を尋ねたところ、100 万円を超える金額だったので、とても驚いたことを憶えている。

また、夫は、遡ってまとめて国民年金保険料を納付したのだから、それ以外の期間も保険料の未納は無いはずだと言っている。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、時期は思い出せないが、その夫が、「政府が国民年金保険料を一括で支払うことを許可している。」と聞いたことをきっかけに国民年金の加入手続を行い、夫婦の保険料として、遡ってまとめて 150 万円程度を納付したと述べている。確かに、申立人の夫は、昭和 36 年 4 月から 50 年 3 月までの保険料を第 3 回特例納付によって納付していることが確認でき、当該期間及び申立期間①を実際に当該特例納付単価で納付するために必要な金額は 133 万円程度となることから、申立内容とおおむね一致している上、「夫から 100 万円を超える金額を納付したと聞き、とても驚いた。」とする申立人の主張は具体的である。

また、申立期間②について、申立人は、その夫が、当該期間の国民年金保険料を納付していたと述べており、その夫は、当該期間の保険料を納付していることに加え、前で述べた特例納付の状況から、国民年金についての関心及び保険料の納付意欲は高かったものと考えられ、当該期間の前後の期間の保険料を納付しながら、当該期間のみ納付しなかったとするのは不自然である上、当該期間は12か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

神奈川厚生年金 事案 7052

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和20年4月1日から同年6月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を同年6月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を140円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正5年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和17年6月1日から18年4月1日まで
② 昭和18年4月1日から19年4月1日まで
③ 昭和19年4月1日から同年6月1日まで
④ 昭和20年4月1日から同年6月1日まで
⑤ 昭和21年2月15日から同年8月1日まで
⑥ 昭和21年11月1日から22年4月1日まで

私は、昭和17年6月1日に友人の誘いでD社E工場に正社員として入社し、F業務を行っていた。在職中の18年4月1日に事業所は合併してG社（正式社名は、A社B工場。後に、M社）に社名が変更となったが勤務地は変わらなかった。その後、H地区の同社I工場へ異動となったが、業務内容に変更は無く、20年11月末まで継続して勤務した。その後、同年12月1日にD社J工場に入社し、K業務を担当しながら22年3月末まで勤務したが、年金記録を確認したところ、私が記憶する在職期間と記録が異なっていることが分かった。しかし、私が勤務していたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間④について、M社の法人格を承継したC社が保管する申立人の

人事記録から判断すると、申立人は申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（昭和 20 年 6 月 1 日に、A 社 B 工場から L 社 I 工場に異動）し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳の A 社 B 工場における昭和 20 年 3 月の記録から、140 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、C 社は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①から③までについて、C 社が保管する申立人の人事記録により、当該期間に申立人が D 社及び A 社に勤務していたことは確認できる。

しかし、人事記録に記載してある申立人の厚生年金保険被保険者台帳記号番号は、昭和 19 年 6 月 1 日に払い出された番号であり、その前後の記号番号の記録からも、払い出された時期について誤りがあるとは認められず、事業主は、申立人の資格取得日を同年 6 月 1 日として取り扱ったと推認できる上、同日より前の期間について、申立人の給与から労働者年金保険料が控除されていたことがうかがえる事情は見当たらない。

また、申立期間⑤及び⑥について、申立人は D 社 J 工場に勤務していたと主張しているが、当該期間に同社で厚生年金保険被保険者記録のある同僚に照会したものの、申立人の在職について証言を得ることはできず、また、現存する同社は、当時とは経営者が異なっており当時のことは不明と回答していることから、当該期間の申立人の勤務実態を確認することができない。

このほか、申立人が申立期間①から③まで、⑤及び⑥において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与台帳、給与明細書、所得税源泉徴収票等の資料は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①から③まで、⑤及び⑥に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成12年10月1日から20年3月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、別添の〈認められる標準報酬月額〉に訂正することが必要である。

申立期間のうち、平成15年8月1日、同年12月1日、16年8月1日、同年12月1日、17年8月1日、同年12月1日、19年8月3日及び同年12月20日に係る標準賞与額の記録については、別添の〈認められる標準賞与額〉に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間のうち、平成20年3月1日から同年9月1日までの期間について、標準報酬月額の決定の基礎となる19年4月から同年6月までは、標準報酬月額41万円に相当する報酬月額が事業主により申立人に支払われていたと認められることから、申立人のA社における標準報酬月額に係る記録を別添の〈認められる標準報酬月額〉に訂正することが必要である。

申立期間のうち、平成20年9月1日から21年7月1日までの期間について、申立人の標準報酬月額の記録は、事後訂正の結果41万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、訂正前の26万円とされているが、当該期間について、標準報酬月額の決定の基礎となる20年4月から同年6月までは、標準報酬月額41万円に相当する報酬月額が事業主により申立人に支払われていたと認められることから、申立人のA社における標準報酬月額に係る記録を別添の〈認められる標準報酬月額〉に訂正することが必要である。

申立期間のうち、平成20年7月24日及び同年12月24日に係る標準賞与額については、同年7月24日は10万円、同年12月24日は2万円の賞与が事業主により申立人に支払われていたと認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を別添の〈認められる標準賞与額〉に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和44年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成11年12月1日から21年7月1日まで
② 平成15年8月1日
③ 平成15年12月1日
④ 平成16年8月1日
⑤ 平成16年12月1日
⑥ 平成17年8月1日
⑦ 平成17年12月1日
⑧ 平成18年7月21日
⑨ 平成18年12月15日
⑩ 平成19年8月3日
⑪ 平成19年12月20日
⑫ 平成20年7月24日
⑬ 平成20年12月24日

私は、平成11年12月1日から現在までA社に勤務しB業務を行っているが、厚生年金保険の標準報酬月額が、給料明細書の金額と相違していることを同僚から聞き年金事務所で確認したところ、給料明細書記載の保険料控除額は標準報酬月額の記録と一致しておらず、賞与の記録も無いことを知った。

給料明細書及び賞与明細書を提出するので、標準報酬月額の記録を訂正し、賞与に係る記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立人は、申立期間の標準報酬月額及び標準賞与額の相違について申し立てているところ、申立期間①のうち、平成11年12月1日から20年3

月 1 日までの期間に係る標準報酬月額及び申立期間②から⑩までに係る標準賞与額については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であるから、厚生年金特例法を、申立期間①のうち、20 年 3 月 1 日から 21 年 7 月 1 日までの期間に係る標準報酬月額並びに申立期間⑫及び⑬に係る標準賞与額については、本件申立日において、保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

申立期間①のうち、平成 11 年 12 月 1 日から 20 年 3 月 1 日までの期間及び申立期間②から⑩までについて、厚生年金特例法に基づき、標準報酬月額及び標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額（賞与額）のそれぞれに基づく標準報酬月額（標準賞与額）の範囲内であることから、これらの標準報酬月額（標準賞与額）のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①のうち、平成 12 年 10 月 1 日から 20 年 3 月 1 日までの期間に係る標準報酬月額については、申立人から提出された給料明細書、課税証明書及び A 社から提出された源泉徴収簿兼賃金台帳において確認できる報酬月額又は保険料控除額から、一方、申立期間②から⑦まで、⑩及び⑪に係る標準賞与額については、申立人から提出された賞与明細書及び上記源泉徴収簿兼賃金台帳において確認できる賞与額又は保険料控除額から、別添の＜認められる標準報酬月額＞及び＜認められる標準賞与額＞に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る上記訂正後の平成 12 年 10 月から 20 年 2 月までの厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当時の資料が無いことから不明としているが、給料明細書等において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録が、申立期間の長期にわたり一致していないことから、事業主は給料明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、また、申立期間②から⑦まで、⑩及び⑪に係る賞与については、複数の同僚について賞与が支給されていることが確認できるにもかかわらず、当該期間において標準賞与額の記録が有る者が存在しないことから、事業主は、当該賞与支払届を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額及び賞与額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成 11 年 12 月 1 日から 12 年 10 月 1 日までの期間について、給料明細書により事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録と一致して

いることから、申立人は、当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

申立人の申立期間⑧及び⑨に係る標準賞与額については、上記の賞与明細書において厚生年金保険料が控除されていないことが確認でき、複数の同僚が所持している当該期間の賞与明細書においても、厚生年金保険料が控除されていないことが確認できることから、当該期間については、事業主により給与から厚生年金保険料が控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間①のうち、平成20年3月1日から21年7月1日までの期間に係る標準報酬月額については、オンライン記録によると、20年3月から同年8月までは24万円、同年9月から21年6月までは26万円と記録されている。

しかし、申立人から提出された給料明細書及び事業主から提出された源泉徴収簿兼賃金台帳によると、標準報酬月額の決定の基礎となる平成19年4月から同年6月までの期間及び20年4月から同年6月までの期間は、標準報酬月額41万円に相当する報酬月額が事業主により申立人に支払われていたことが確認できることから、当該期間の標準報酬月額を、別添の〈認められる標準報酬月額〉に訂正することが必要である。

また、申立人の申立期間⑫及び⑬に係る標準賞与額については、前述の賞与明細書及び源泉徴収簿兼賃金台帳により、平成20年7月24日は10万円、同年12月24日は2万円の標準賞与額に相当する賞与が事業主により支払われていたことが確認できる。

したがって、当該期間に係る標準賞与額を別添の〈認められる標準賞与額〉に訂正することが必要である。

別添

<認められる標準報酬月額>

被保険者期間	標準報酬月額
平成12年10月から同年12月まで	34万円
平成13年1月	32万円
平成13年2月及び同年3月	34万円
平成13年4月	28万円
平成13年5月	34万円
平成13年6月	28万円
平成13年7月	34万円
平成13年8月	30万円
平成13年9月	34万円
平成13年10月及び同年11月	30万円
平成13年12月	28万円
平成14年1月から同年9月まで	30万円
平成14年10月及び同年11月	36万円
平成14年12月及び15年1月	34万円
平成15年2月及び同年3月	36万円
平成15年4月	32万円
平成15年5月及び同年6月	36万円
平成15年7月	44万円
平成15年8月	30万円
平成15年9月	32万円
平成15年10月	41万円
平成15年11月及び同年12月	38万円
平成16年1月及び同年2月	36万円
平成16年3月	38万円
平成16年4月	34万円
平成16年5月	30万円
平成16年6月	36万円
平成16年7月	38万円
平成16年8月	41万円
平成16年9月から17年9月まで	34万円
平成17年10月及び同年11月	38万円
平成17年12月	36万円
平成18年1月	38万円
平成18年2月	36万円

平成 18 年 3 月	38 万円
平成 18 年 4 月	36 万円
平成 18 年 5 月から同年 8 月まで	38 万円
平成 18 年 9 月から同年 11 月まで	41 万円
平成 18 年 12 月	38 万円
平成 19 年 1 月から 21 年 6 月まで	41 万円

<認められる標準賞与額>

被保険者期間	標準賞与額
平成 15 年 8 月 1 日	8,000 円
平成 15 年 12 月 1 日	7,000 円
平成 16 年 8 月 1 日	10 万円
平成 16 年 12 月 1 日	10 万 5,000 円
平成 17 年 8 月 1 日	10 万 5,000 円
平成 17 年 12 月 1 日	11 万円
平成 19 年 8 月 3 日	11 万円
平成 19 年 12 月 20 日	11 万円
平成 20 年 7 月 24 日	10 万円
平成 20 年 12 月 24 日	2 万円

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成16年9月1日から20年3月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、別添の〈認められる標準報酬月額〉に訂正することが必要である。

申立期間のうち、平成15年12月1日、16年8月1日、17年8月1日、同年12月1日、19年8月3日及び同年12月20日に係る標準賞与額の記録については、別添の〈認められる標準賞与額〉に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間のうち、平成20年3月1日から同年9月1日までの期間について、標準報酬月額の決定の基礎となる19年4月から同年6月までは、標準報酬月額41万円に相当する報酬月額が事業主により申立人に支払われていたと認められることから、申立人のA社における標準報酬月額に係る記録を別添の〈認められる標準報酬月額〉に訂正することが必要である。

申立期間のうち、平成20年9月1日から21年7月1日までの期間について、申立人の標準報酬月額の記録は、事後訂正の結果47万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、訂正前の32万円とされているが、当該期間について、標準報酬月額の決定の基礎となる20年4月から同年6月までは、標準報酬月額47万円に相当する報酬月額が事業主により申立人に支払われていたと認められることから、申立人のA社における標準報酬月額に係る記録を別添の〈認められる標準報酬月額〉に訂正することが必要である。

申立期間のうち、平成20年7月24日及び同年12月24日に係る標準賞与額については、同年7月24日は12万円、同年12月24日は3万円の賞与が事業主により申立人に支払われていたと認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を〈認められる標準賞与額〉に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成 15 年 8 月 1 日から 21 年 7 月 1 日まで
② 平成 15 年 12 月 1 日
③ 平成 16 年 8 月 1 日
④ 平成 16 年 12 月 1 日
⑤ 平成 17 年 8 月 1 日
⑥ 平成 17 年 12 月 1 日
⑦ 平成 18 年 7 月 21 日
⑧ 平成 18 年 12 月 15 日
⑨ 平成 19 年 8 月 3 日
⑩ 平成 19 年 12 月 20 日
⑪ 平成 20 年 7 月 24 日
⑫ 平成 20 年 12 月 24 日

私は、平成 15 年 7 月から現在まで A 社に勤務し B 業務を行っているが、ねんきん定期便で確認したところ、標準報酬月額が給与支給額より低い記録になっている。一部の期間を除いて給料明細書を所持しているため、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。また、賞与の記録も無いので、調査して賞与に係る記録を認めてほしい。

第 3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立人は、申立期間の標準報酬月額及び標準賞与額の相違について申し立てているところ、申立期間①のうち、平成 15 年 8 月 1 日から 20 年 3 月 1 日までの期間に係る標準報酬月額及び申立期間②から⑩までに係る標準賞与額については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であるから、厚生年金特例法を、申立期間①のうち、20 年 3

月1日から21年7月1日までの期間に係る標準報酬月額並びに申立期間⑪及び⑫に係る標準賞与額については、本件申立日において、保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

申立期間①のうち、平成15年8月1日から20年3月1日までの期間及び申立期間②から⑩までの期間について、厚生年金特例法に基づき、標準報酬月額及び標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額（賞与額）のそれぞれに基づく標準報酬月額（標準賞与額）の範囲内であることから、これらの標準報酬月額（標準賞与額）のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①のうち、平成16年9月1日から20年3月1日までの期間に係る標準報酬月額については、申立人から提出された給料明細書、課税証明書及びA社から提出された源泉徴収簿兼賃金台帳において確認できる報酬月額又は保険料控除額から、一方、申立期間②、③、⑤、⑥、⑨及び⑩に係る標準賞与額については、申立人から提出された賞与明細書及び上記源泉徴収簿兼賃金台帳において確認できる賞与額又は保険料控除額から、別添の<認められる標準報酬月額>及び<認められる標準賞与額>に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る上記訂正後の平成16年9月から20年2月までの厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当時の資料が無いことから不明としているが、給料明細書等において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録が、申立期間の長期にわたり一致していないことから、事業主は給料明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、また、申立期間②、③、⑤、⑥、⑨及び⑩に係る賞与については、複数の同僚について賞与が支給されていることが確認できるにもかかわらず、当該期間において標準賞与の記録が有る者が存在しないことから、事業主は、当該賞与支払届を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額及び賞与額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成15年8月1日から16年9月1日までの期間について、給料明細書により事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録と一致していることから、申立人は、当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

申立期間④、⑦及び⑧に係る標準賞与額については、上記の賞与明細書において厚生年金保険料が控除されていないことが確認できることから、当該期間について、事業主により賞与から厚生年金保険料が控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間①のうち、平成20年3月1日から21年7月1日までの期間に係る標準報酬月額については、オンライン記録によると、20年3月から同年8月までは30万円、同年9月から21年6月までは32万円と記録されている。

しかし、申立人から提出された給料明細書及び事業主から提出された源泉徴収簿兼賃金台帳によると、標準報酬月額の決定の基礎となる平成19年4月から同年6月までは、標準報酬月額41万円に相当する報酬月額が事業主により申立人に支払われていたことが確認でき、20年4月から同年6月までは、標準報酬月額47万円に相当する報酬月額が事業主により申立人に支払われていたことが確認できることから、当該期間の標準報酬月額を、別添の〈認められる標準報酬月額〉に訂正することが必要である。

また、申立人の申立期間⑩及び⑪に係る標準賞与額については、前述の賞与明細書及び源泉徴収簿兼賃金台帳により、平成20年7月24日は12万円、同年12月24日は3万円の標準賞与額に相当する賞与が事業主により支払われていたことが確認できる。

したがって、当該期間に係る標準賞与額を別添の〈認められる標準賞与額〉に訂正することが必要である。

別添

<認められる標準報酬月額>

被保険者期間	標準報酬月額
平成16年9月から同年11月まで	36万円
平成16年12月	34万円
平成17年1月	36万円
平成17年2月	34万円
平成17年3月から18年8月まで	36万円
平成18年9月から19年9月まで	38万円
平成19年10月から20年8月まで	41万円
平成20年9月から21年6月まで	47万円

<認められる標準賞与額>

被保険者期間	標準賞与額
平成15年12月1日	4,000円
平成16年8月1日	8万円
平成17年8月1日	10万円
平成17年12月1日	11万円
平成19年8月3日	15万円
平成19年12月20日	15万円
平成20年7月24日	12万円
平成20年12月24日	3万円

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成11年5月1日から20年7月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、別添の〈認められる標準報酬月額〉に訂正することが必要である。

申立期間のうち、平成15年8月1日、同年12月1日、16年8月1日、同年12月1日、17年8月1日、同年12月1日、19年8月3日及び同年12月20日に係る標準賞与額の記録については、別添の〈認められる標準賞与額〉に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額及び標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間のうち、平成20年7月1日から同年9月1日までの期間について、標準報酬月額の決定の基礎となる19年4月から同年6月までは、標準報酬月額41万円に相当する報酬月額が事業主により申立人に支払われていたと認められることから、申立人のA社における標準報酬月額に係る記録を別添の〈認められる標準報酬月額〉に訂正することが必要である。

申立期間のうち、平成20年9月1日から21年7月1日までの期間について、申立人の標準報酬月額の記録は、事後訂正の結果38万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、訂正前の26万円とされているが、当該期間について、標準報酬月額の決定の基礎となる20年4月から同年6月までは、標準報酬月額38万円に相当する報酬月額が事業主により申立人に支払われていたと認められることから、申立人のA社における標準報酬月額に係る記録を別添の〈認められる標準報酬月額〉に訂正することが必要である。

申立期間のうち、平成20年7月24日及び同年12月24日に係る標準賞与額については、同年7月24日は10万円、同年12月24日は2万円の賞与が事業主により申立人に支払われていたと認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を別添の〈認められる標準賞与額〉に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 11 年 5 月 1 日から 21 年 7 月 1 日まで
② 平成 15 年 8 月 1 日
③ 平成 15 年 12 月 1 日
④ 平成 16 年 8 月 1 日
⑤ 平成 16 年 12 月 1 日
⑥ 平成 17 年 8 月 1 日
⑦ 平成 17 年 12 月 1 日
⑧ 平成 18 年 7 月 21 日
⑨ 平成 18 年 12 月 15 日
⑩ 平成 19 年 8 月 3 日
⑪ 平成 19 年 12 月 20 日
⑫ 平成 20 年 7 月 24 日
⑬ 平成 20 年 12 月 24 日

私が勤務している A 社の平成 11 年 5 月から 21 年 6 月までの厚生年金保険の記録をねんきん定期便で確認したところ、標準報酬月額が給料明細書の給与支給額と比較して著しく低額である上、保険料控除は標準報酬月額により計算される額を大きく上回る金額により行われていた。

また、平成 15 年 8 月以降の賞与からも厚生年金保険料が控除されているが、賞与に係る厚生年金保険の記録が無いので、標準報酬月額の記録を訂正し、賞与に係る記録を認めてほしい。

第 3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立人は、申立期間の標準報酬月額及び標準賞与額の相違について申し立てているところ、申立期間①のうち、平成 11 年 5 月 1 日から 20 年 7 月

1日までの期間に係る標準報酬月額及び申立期間②から⑩までに係る標準賞与額については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であるから、厚生年金特例法を、申立期間①のうち、20年7月1日から21年7月1日までの期間に係る標準報酬月額並びに申立期間⑫及び⑬に係る標準賞与額については、本件申立日において、保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

申立期間①のうち、平成11年5月1日から20年7月1日までの期間及び申立期間②から⑩までについて、厚生年金特例法に基づき、標準報酬月額及び標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額（賞与額）のそれぞれに基づく標準報酬月額（標準賞与額）の範囲内であることから、これらの標準報酬月額（標準賞与額）のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①のうち、平成11年5月1日から20年7月1日までの期間に係る標準報酬月額並びに申立期間②から⑦まで、⑩及び⑪に係る標準賞与額については、申立人から提出された給料明細書、賞与明細書、源泉徴収票及びA社から提出された源泉徴収簿兼賃金台帳において確認できる報酬月額（賞与額）又は保険料控除額から、別添の＜認められる標準報酬月額＞及び＜認められる標準賞与額＞に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る上記訂正後の平成11年5月から20年6月までの厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当時の資料が無いことから不明としているが、給料明細書等において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録が、申立期間の長期にわたり一致していないことから、事業主は給料明細書等で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、また、申立期間②から⑦まで、⑩及び⑪に係る賞与については、複数の同僚について賞与が支給されていることが確認できるにもかかわらず、当該期間において標準賞与の記録が有る者が存在しないことから、事業主は当該賞与支払届を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額及び賞与額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間⑧及び⑨に係る標準賞与額については、上記の賞与明細書において厚生年金保険料が控除されていないことが確認でき、複数の同僚が所持している当該期間の賞与明細書においても、厚生年金保険料が控除されていないことが確認できることから、当該期間については、事業主

により賞与から厚生年金保険料が控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間①のうち、平成 20 年 7 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間に係る標準報酬月額については、オンライン記録によると、24 万円と記録されている。

しかし、申立人から提出された給料明細書及び事業主から提出された源泉徴収簿兼賃金台帳によると、標準報酬月額の決定の基礎となる平成 19 年 4 月から同年 6 月までは、標準報酬月額 41 万円に相当する報酬月額が事業主により申立人に支払われていたことが確認できる。

したがって、申立人の A 社における標準報酬月額を平成 20 年 7 月及び同年 8 月については、別添の〈認められる標準報酬月額〉に訂正することが必要である。

また、申立期間①のうち、平成 20 年 9 月 1 日から 21 年 7 月 1 日までの期間に係る標準報酬月額については、オンライン記録において 26 万円と記録されている。

しかし、申立人から提出された給料明細書及び源泉徴収簿兼賃金台帳によると、標準報酬月額の決定の基礎となる平成 20 年 4 月から同年 6 月までは、標準報酬月額 38 万円に相当する報酬月額が事業主により申立人へ支払われていたことが確認できる。

したがって、申立人の A 社における標準報酬月額を、当該期間については別添の〈認められる標準報酬月額〉に訂正することが必要である。

また、申立人の申立期間⑫及び⑬に係る標準賞与額については、前述の賞与明細書及び源泉徴収簿兼賃金台帳により、平成 20 年 7 月 24 日は 10 万円、同年 12 月 24 日は 2 万円の標準賞与額に相当する賞与が事業主により支払われていたことが確認できる。

したがって、当該期間に係る標準賞与額を別添の〈認められる標準賞与額〉に訂正することが必要である。

別添

<認められる標準報酬月額>

被保険者期間	標準報酬月額
平成 11 年 5 月	34 万円
平成 11 年 6 月及び同年 7 月	38 万円
平成 11 年 8 月	34 万円
平成 11 年 9 月	38 万円
平成 11 年 10 月	34 万円
平成 11 年 11 月及び同年 12 月	38 万円
平成 12 年 1 月	32 万円
平成 12 年 2 月から同年 4 月まで	38 万円
平成 12 年 5 月	36 万円
平成 12 年 6 月及び同年 7 月	38 万円
平成 12 年 8 月	34 万円
平成 12 年 9 月から同年 11 月まで	38 万円
平成 12 年 12 月	34 万円
平成 13 年 1 月	38 万円
平成 13 年 2 月及び同年 3 月	41 万円
平成 13 年 4 月	36 万円
平成 13 年 5 月	38 万円
平成 13 年 6 月及び同年 7 月	41 万円
平成 13 年 8 月	34 万円
平成 13 年 9 月及び同年 10 月	41 万円
平成 13 年 11 月及び同年 12 月	38 万円
平成 14 年 1 月	30 万円
平成 14 年 2 月	38 万円
平成 14 年 3 月	41 万円
平成 14 年 4 月及び同年 5 月	36 万円
平成 14 年 6 月及び同年 7 月	41 万円
平成 14 年 8 月	38 万円
平成 14 年 9 月	41 万円
平成 14 年 10 月から 15 年 3 月まで	38 万円
平成 15 年 4 月	36 万円
平成 15 年 5 月	38 万円
平成 15 年 6 月	36 万円
平成 15 年 7 月	38 万円
平成 15 年 8 月	32 万円

平成 15 年 9 月	47 万円
平成 15 年 10 月	41 万円
平成 15 年 11 月及び同年 12 月	38 万円
平成 16 年 1 月	36 万円
平成 16 年 2 月	38 万円
平成 16 年 3 月	41 万円
平成 16 年 4 月	36 万円
平成 16 年 5 月	32 万円
平成 16 年 6 月及び同年 7 月	41 万円
平成 16 年 8 月	32 万円
平成 16 年 9 月	41 万円
平成 16 年 10 月及び同年 11 月	38 万円
平成 16 年 12 月	34 万円
平成 17 年 1 月及び同年 2 月	38 万円
平成 17 年 3 月	41 万円
平成 17 年 4 月及び同年 5 月	36 万円
平成 17 年 6 月及び同年 7 月	41 万円
平成 17 年 8 月	36 万円
平成 17 年 9 月	41 万円
平成 17 年 10 月から 18 年 3 月まで	38 万円
平成 18 年 4 月	26 万円
平成 18 年 5 月	34 万円
平成 18 年 6 月及び同年 7 月	38 万円
平成 18 年 8 月から 19 年 9 月まで	34 万円
平成 19 年 10 月及び同年 11 月	41 万円
平成 19 年 12 月	38 万円
平成 20 年 1 月	34 万円
平成 20 年 2 月及び同年 3 月	41 万円
平成 20 年 4 月	36 万円
平成 20 年 5 月	38 万円
平成 20 年 6 月から同年 8 月まで	41 万円
平成 20 年 9 月から 21 年 6 月まで	38 万円

<認められる標準賞与額>

被保険者期間	標準賞与額
平成 15 年 8 月 1 日	8,000 円
平成 15 年 12 月 1 日	8,000 円
平成 16 年 8 月 1 日	10 万 6,000 円
平成 16 年 12 月 1 日	11 万円
平成 17 年 8 月 1 日	11 万円
平成 17 年 12 月 1 日	11 万 5,000 円
平成 19 年 8 月 3 日	12 万円
平成 19 年 12 月 20 日	10 万 5,000 円
平成 20 年 7 月 24 日	10 万円
平成 20 年 12 月 24 日	2 万円

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和17年6月1日から18年6月11日までの期間について、事業主は、申立人が17年6月1日に労働者年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険出張所（当時）に対し行ったことが認められ、かつ、申立人のA社（現在は、B社）C製作所における同資格の喪失日は、18年6月11日であったことが認められることから、申立人の同社B製作所に係る労働者年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、30円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、昭和22年1月21日から23年9月12日までの期間について、事業主は、申立人が22年1月21日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、23年9月12日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人のA社D製作所に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和22年1月から同年5月までは510円、同年6月から23年7月までは500円、同年8月は3,300円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正14年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和17年6月1日から18年6月11日まで
② 昭和22年1月21日から23年9月12日まで

私は、昭和16年4月から18年6月初旬まで、A社C製作所で製造の仕事をしていました。また、同社を退職し、実家の工場で働いているときに徴兵され、復員後、22年1月21日から23年9月11日まで、同社D製作所で機械工として勤務していました。しかし、厚生年金保険の記録では、同社に係る被保険者記録が無い。

年金事務所の調査では、A社C製作所の資格取得日しか判明しなかつ

たが、いずれの期間も正社員として勤務していたので、調査の上、申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人が昭和 55 年当時に過去の経歴を記載したとして提出したノートによると、A社C製作所に16年4月入社、18年6月退社と記載されており、申立人は、「同社C製作所を退職したのは、昭和18年6月10日だと思う。」と供述していることから、申立人が当該期間に同社に勤務していたことが認められる。

一方、当該期間における申立人の被保険者記録は、オンライン記録では、資格取得日は昭和 17 年6月1日と記録されているものの、事業所名及び資格喪失日の記載が無く、基礎年金番号に統合されていないほか、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳及びA社C製作所に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿においても、同社C製作所における資格取得日は同年1月1日と記載されているが、当該被保険者台帳及び被保険者名簿のいずれの記録においても資格喪失日が記載されていない。

また、上記の被保険者名簿において、申立人と同様に被保険者の資格喪失日が記載されていない者が複数確認できるが、年金事務所は、「複数の被保険者について、喪失日の記載されていない理由は不明である。」と回答している。

なお、労働者年金保険法は、昭和 17 年1月に施行された後、適用準備期間を経て同年6月に保険料の徴収が開始されていることから、労働者年金保険の被保険者資格期間に算入されるのは、保険料徴収開始後の同年6月1日以降の期間となる。

これらを総合的に判断すると、申立人の年金記録の管理が適切であったとは認められず、事業主は、申立人が昭和 17 年6月1日に労働者年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険出張所に対し行ったことが認められ、かつ、申立人のA社C製作所における労働者年金保険被保険者資格の喪失日は18年6月11日とすることが妥当である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、上記の被保険者名簿の記録から、30円とすることが妥当である。

申立期間②について、B社が提出した申立人に係る被保険者資格取得届及び同喪失届によると、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和 22 年1月21日、同資格の喪失日は23年9月12日と記載されている。

一方、A社D製作所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人は記載されていない。

しかしながら、A社D製作所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿は、厚生年金保険の記号番号順に記載されたもの、あいいうえお順に書き替

えられたもの及びいろはにはへと順に書き替えられたものの3種類が存在し、上記の取得届に記載されている10名のうち3名、及び同喪失届に記載されている8名のうち5名の被保険者記録は、当該3種類の被保険者名簿のいずれかで確認できるものの、当該取得届及び喪失届に記載されている申立人を含む9名の被保険者記録が確認できない。

また、申立人は、「一緒に入社し、同じ仕事をしていた弟には、被保険者記録がある。」と供述しているところ、上記の記号番号順の被保険者名簿において、申立人の弟の記録が確認できるものの、その生年月日欄には申立人の生年月日が記載されている。

これらを総合的に判断すると、申立人の年金記録の管理が適切であったとは認められず、事業主は、申立人がA社D製作所において昭和22年1月21日に被保険者資格を取得し、23年9月12日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、上記の資格取得届及び資格喪失届の記録から、昭和22年1月から同年5月までは510円、同年6月から23年7月までは500円、同年8月は3,300円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成8年10月1日から同年12月1日までの期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を同年10月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立人は、申立期間のうち、平成8年12月1日から9年10月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額（18万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額の記録を18万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が平成8年12月から9年9月までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年9月1日から同年12月1日まで
② 平成8年12月1日から13年4月1日まで

厚生年金保険の記録によると、私が、A社に勤務していた平成8年9月1日から13年3月31日までの期間のうち、給与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、申立期間①が被保険者期間となっていない。また、申立期間②の標準報酬月額が、給与から控除されていた保険料から算出される標準報酬月額と比較して低い額になっている。調査の上、申立期間①及び②について、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち、平成8年10月1日から同年12月1日までの期間について、申立人から提出された給与明細書から、申立人はA社に継続して勤務し、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、上記の給与明細書の厚生年金保険料控除額から、18万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から回答が無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから行ったとは認められない。

申立期間②のうち、平成8年12月1日から9年10月1日までの期間について、申立人から提出された給与明細書から、申立人が主張する標準報酬月額（18万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から回答が無く、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額の届出を社会保険事務所に対し行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①のうち、平成8年9月1日から同年10月1日までの期間について、申立人から提出された給与明細書から、申立人は当該期間においてA社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、上記の給与明細書において、厚生年金保険料は控除されていないことから、申立人は、当該期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

申立期間②のうち、平成9年10月1日から同年12月1日までの期間、10年10月1日から同年12月1日までの期間及び11年4月1日から13年4月1日までの期間について、申立人から提出された給与明細書で確認できる報酬月額及び保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録で確認できる標準報酬月額より低額又は一致している。

また、申立期間②のうち、平成9年12月1日から10年10月1日までの期間及び同年12月1日から11年4月1日までの期間について、申立人は、当該期間の給与明細書を所持しておらず、事業主からの回答も無いことから、当該期間の保険料控除額を確認することができない。

このほか、申立期間②のうち、平成9年10月1日から13年4月1日までの期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間②のうち、平成9年10月1日から13年4月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和19年10月1日から21年4月1日までの期間について、事業主は、申立人が19年10月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められ、かつ、申立人のA社（現在は、B社）C工場における同資格の喪失日は、21年4月1日であったことが認められることから、申立人の同社B工場における被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、80円とすることが妥当である。

また、申立期間のうち、昭和21年4月1日から23年4月16日までの期間について、事業主は、申立人が21年4月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められ、かつ、申立人のA社D工場における同資格の喪失日は、23年4月16日であったことが認められることから、申立人の同社D工場における被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和21年4月から22年5月までは240円、同年6月から23年3月までは200円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女（死亡）
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正11年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和19年10月1日から21年4月1日まで
② 昭和21年4月1日から23年4月16日まで

母は生前、A社C工場及び同社D工場で勤務していたことがあると話していた。しかし、厚生年金保険の記録では、同社に係る記録が無いので、年金事務所に調査を依頼したところ、母の記録が見付かったが、資格喪失日を特定できないため、第三者委員会に申し立ててほしいとの回答だった。母は、厚生年金保険制度が始まった頃は既に働いていて、婚姻を理由に退職したと思う。調査の上、資格喪失日を特定して、申立期

間①及び②について、被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の子が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の子の詳細な供述内容から、申立人が当該期間においてA社に勤務していたことが認められる。

一方、A社C工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の入社年月日は昭和12年12月15日、「使用セラレタル期間」6年11か月（昭和19年11月15日頃に該当）とのみ記載されており、その資格取得日及び喪失日は明記されておらず、オンライン記録では、申立人の同社C工場に係る資格取得日は19年10月1日、資格喪失日は記録されていない。

また、上記の被保険者名簿において、申立人と同様に、入社日と「使用セラレタル期間」が記載されている複数の者の、オンライン記録におけるA社での資格喪失日は、それぞれの入社日から「使用セラレタル期間」が経過した日となっていない上、これらの者の当該経過した日は全て、昭和19年11月となっていることから、事業主が申立人について、当該経過した日を資格喪失日として届け出たとは考え難い。

さらに、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳では、申立人は、A社D工場において、昭和19年6月1日に被保険者資格を取得しており、上記の被保険者名簿と相違する記録となっている上、喪失日の記載は無い。

なお、厚生年金保険法に基づく保険料の徴収開始は昭和19年10月1日であることから、厚生年金保険の被保険者期間に算入されるのは、保険料徴収開始後の同年10月1日以降の期間となる。

これらを総合的に判断すると、申立人に係る年金記録の管理が適切であったとは認められず、事業主は、申立人が昭和19年10月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められ、かつ、申立人のA社C工場における被保険者資格の喪失日は21年4月1日とすることが妥当である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、上記の被保険者台帳の記録から、80円とすることが妥当である。

申立期間②について、申立人の子が申立人の退職事由は結婚であったとしているところ、戸籍謄本によると、申立人の婚姻日は昭和23年4月*日となっていることから、申立人が当該期間にA社に勤務していたことが認められる。

一方、A社D工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の資格取得日は昭和21年4月1日となっているが、資格喪失日は無く、

オンライン記録においても同様に、申立人の資格取得日は同年4月1日となっているが、資格喪失日は記録されていない。

また、上記の被保険者名簿には、申立人と同様、資格喪失日の記載が無い者が多数存在している。

さらに、オンライン記録において、A社D工場での資格喪失日が確認できた被保険者のうち、連絡先が分かった者に照会したところ、複数の者が、「私は、結婚を理由に退職した。当時は、結婚を理由に退職した女性が大勢いた。」と供述しており、それぞれの資格喪失日に相違は無い旨述べている。

これらを総合的に判断すると、申立人に係る年金記録の管理が適切であったとは認められず、事業主は、申立人が昭和21年4月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められ、かつ、申立人の申立てに係るA社D工場における被保険者資格の喪失日は23年4月16日とすることが妥当である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、A社D工場に係る上記被保険者名簿の記録から、昭和21年4月から22年5月までは240円、同年6月から23年3月までは200円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を、別紙の標準報酬月額（別紙一覧表参照）のとおり訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 14 年 6 月 27 日から 19 年 7 月 1 日まで
私の A 社に勤務していた時の厚生年金保険の標準報酬月額の記録が、私が所持している給料明細書から確認できる標準報酬月額と相違しているので、調査の上、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間について、申立人が所持する A 社発行の給与明細書、及び給与振込口座の預金通帳（以下「給与明細書等」という。）から平成 14 年 7 月から 15 年 4 月までは 41 万円、同年 5 月から 16 年 2 月まで、同年 4 月から同年 8 月まで、同年 10 月、同年 11 月、17 年 1 月及び同年 3 月は 44 万円、同年 5 月は 41 万円、同年 6 月及び同年 7 月は 44 万円、同年 8 月は 47 万円、同年 9 月から同年 12 月までは 44 万円、18 年 1 月から同年 3 月までは 41 万円、同年 4 月は 44 万円、同年 5 月及び同年 6 月は

41 万円、同年 7 月から同年 10 月までは 44 万円、同年 11 月から 19 年 1 月までは 41 万円、同年 2 月から同年 6 月までは 38 万円の標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、当該期間の標準報酬月額の記録を、別紙の標準報酬月額（別紙一覧表参照）に訂正することが必要である。

また、給料明細書等が無い平成 14 年 6 月、16 年 3 月、同年 9 月、同年 12 月、17 年 2 月及び同年 4 月は、上記給与明細書等により確認できる前後の期間の給与明細書等の金額から 14 年 6 月は 41 万円、16 年 3 月、同年 9 月、同年 12 月、17 年 2 月及び同年 4 月は 44 万円に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが推認できることから、当該期間の標準報酬月額を、別紙の標準報酬月額（別紙一覧表参照）に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しているが、給与明細書等において確認又は推認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が、長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書等において確認又は推認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

「標準報酬月額一覧表」

期 間	標準報酬月額
平成 14 年 6 月から 15 年 4 月まで	41 万円
平成 15 年 5 月から 17 年 4 月まで	44 万円
平成 17 年 5 月	41 万円
平成 17 年 6 月及び同年 7 月	44 万円
平成 17 年 8 月	47 万円
平成 17 年 9 月から同年 12 月まで	44 万円
平成 18 年 1 月から同年 3 月まで	41 万円
平成 18 年 4 月	44 万円
平成 18 年 5 月及び同年 6 月	41 万円
平成 18 年 7 月から同年 10 月まで	44 万円
平成 18 年 11 月から 19 年 1 月まで	41 万円
平成 19 年 2 月から同年 6 月まで	38 万円

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成16年9月1日から20年9月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、別添の〈認められる標準報酬月額〉に訂正することが必要である。

申立期間のうち、平成20年9月1日から21年3月1日までの期間について、申立人の標準報酬月額の記録は、事後訂正の結果32万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、訂正前の26万円とされているが、当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、別添の〈認められる標準報酬月額〉に訂正することが必要である。

申立期間のうち、平成16年8月1日、同年12月1日、17年8月1日、同年12月1日、19年8月3日、同年12月20日及び20年7月24日の標準賞与額については、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を別添の〈認められる標準賞与額〉に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る平成16年9月から21年2月までの期間の上記訂正後の標準報酬月額、並びに16年8月1日、同年12月1日、17年8月1日、同年12月1日、19年8月3日、同年12月20日及び20年7月24日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間のうち、平成21年8月1日に係る標準賞与額については、6万円の賞与が事業主により申立人に支払われていたと認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

- 申立期間：① 平成16年9月1日から21年3月1日まで
② 平成16年8月1日
③ 平成16年12月1日
④ 平成17年8月1日
⑤ 平成17年12月1日
⑥ 平成18年7月21日
⑦ 平成18年12月15日
⑧ 平成19年8月3日
⑨ 平成19年12月20日
⑩ 平成20年7月24日
⑪ 平成20年12月24日
⑫ 平成21年8月1日

ねんきん定期便で確認したところ、私が勤務しているA社の平成16年9月から21年2月までの標準報酬月額が給料明細書の給与支給額と比較して著しく低額である上、保険料控除は標準報酬月額により計算される額を大きく上回る金額により行われていた。

また、平成16年8月以降の賞与からも厚生年金保険料が控除されているが、賞与に係る厚生年金保険の記録が無いので、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正し、賞与に係る記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）を、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立人は、申立期間の標準報酬月額及び標準賞与額の相違について申し立てているところ、申立期間①に係る標準報酬月額及び申立期間②から⑪までに係る標準賞与額については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であるから、厚生年金特例法を、申立期間⑫に係る標準賞与額については、本件申立日において、保険料徴収権が時効により消滅していない期間であるから、厚生年金保険法を適用する。

申立期間①から⑩までの期間について、厚生年金特例法に基づき、標準報酬月額及び標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額（賞与額）のそれぞれに基づく標準報酬月額（標準賞与額）の範囲内であることから、これらの標準報酬月額（標準賞与額）のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準報酬月額及び標準賞与額については、申立人から提出された給料明細書、賞与明細書及びA社から提出された源泉徴収簿兼賃金台帳において確認できる報酬月額（賞与額）又は保険料控除額から、別添の<認められる標準報酬月額>及び<認められる標準賞与額>に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は当時の資料が無いことから不明としているが、給料明細書等において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録が、申立期間の長期にわたり一致していないことから、事業主は給料明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、また、賞与については、複数の同僚について賞与が支給されていることが確認できるにもかかわらず、当該期間において標準賞与額の記録がある者が存在しないことから、事業主が当該賞与支払届を届け出ておらずその結果、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額及び賞与額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間⑫に係る標準賞与額については、前述の賞与明細書、源泉徴収簿兼賃金台帳及び給与支払報告書により、当該期間に係る標準賞与額（6万円）に相当する賞与が事業主により支払われていたことが確認できる。

したがって、当該期間に係る標準賞与額に係る記録を別添の<認められる標準賞与額>に訂正することが必要である。

一方、申立期間⑥、⑦及び⑪の標準賞与額については、上記の賞与明細書又は源泉徴収簿兼賃金台帳及び給与支払報告書において厚生年金保険料が控除されていないことが確認できることから、当該期間について、事業主により賞与から厚生年金保険料が控除されていたと認めることはできない。

別添

<認められる標準報酬月額>

被保険者期間	標準報酬月額
平成 16 年 9 月及び同年 10 月	28 万円
平成 16 年 11 月及び同年 12 月	26 万円
平成 17 年 1 月から同年 3 月まで	28 万円
平成 17 年 4 月	24 万円
平成 17 年 5 月から同年 7 月まで	28 万円
平成 17 年 8 月	26 万円
平成 17 年 9 月から同年 11 月まで	28 万円
平成 17 年 12 月及び 18 年 1 月	26 万円
平成 18 年 2 月及び同年 3 月	28 万円
平成 18 年 4 月	26 万円
平成 18 年 5 月及び同年 6 月	28 万円
平成 18 年 7 月	26 万円
平成 18 年 8 月	28 万円
平成 18 年 9 月から同年 12 月まで	26 万円
平成 19 年 1 月	28 万円
平成 19 年 2 月	26 万円
平成 19 年 3 月から同年 9 月まで	28 万円
平成 19 年 10 月及び同年 11 月	32 万円
平成 19 年 12 月	30 万円
平成 20 年 1 月から同年 3 月まで	32 万円
平成 20 年 4 月	28 万円
平成 20 年 5 月	32 万円
平成 20 年 6 月	30 万円
平成 20 年 7 月	32 万円
平成 20 年 8 月	28 万円
平成 20 年 9 月	32 万円
平成 20 年 10 月から同年 12 月まで	30 万円
平成 21 年 1 月及び同年 2 月	28 万円

<認められる標準賞与額>

被保険者期間	標準賞与額
平成 16 年 8 月 1 日	5 万円
平成 16 年 12 月 1 日	8 万円
平成 17 年 8 月 1 日	8 万円

平成 17 年 12 月 1 日	9 万円
平成 19 年 8 月 3 日	10 万 5,000 円
平成 19 年 12 月 20 日	10 万 5,000 円
平成 20 年 7 月 24 日	10 万円
平成 21 年 8 月 1 日	6 万円

神奈川厚生年金 事案 7061

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成19年9月1日から20年9月1日までの期間について、申立人は、その主張する標準報酬月額（41万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を41万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成12年6月1日から13年5月4日まで
② 平成19年9月1日から20年9月1日まで

私は、平成12年6月1日から13年5月3日までA社に勤務していたが、その間の給与総支給額よりも標準報酬月額が低く記録されている。また、19年9月1日から22年9月30日までの期間において、B社に勤務していたが、申立期間②の標準報酬月額が、その間の給与総支給額よりも低く記録されている。給与明細書を添付するので、申立期間①及び②について、調査の上、厚生年金保険の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、申立人から提出された給与明細書及び賃金台帳から、申立人は、当該期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人から提出された給与明細書及び賃金台帳の保険料控除額から、41万円とすることが必要である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務

の履行については、事業主は、申立人の申立てどおりの届出は行っておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人の主張する標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる

一方、申立期間①について、申立人から提出された給与明細書により、申立人が事業主から源泉控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額（平成12年6月から同年9月までは16万円、同年10月から13年4月までは17万円）は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることが確認できることから、申立人は、当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和20年7月1日から同年7月25日までの期間について、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日は、同年7月25日と認められることから、同社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

申立期間のうち、昭和20年7月25日から同年10月26日までの期間について、申立人は、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められ、かつ、申立期間のうち、同年10月26日から21年4月1日までの期間について、事業主は、申立人が20年10月26日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、21年4月1日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められることから、申立人のB社における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を20年7月25日に、同資格喪失日に係る記録を21年4月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を110円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る昭和20年7月から同年9月までの厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

申立期間のうち、昭和21年2月8日から同年4月1日までの期間について、事業主は、申立人が同年2月8日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年4月1日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められ、かつ、申立人は、申立期間のうち、同年4月1日から22年8月1日までの期間において、厚生年金保険被保険者であったことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を21年2月8日に、同資格喪失日に係る記録を22年8月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額は21年2月及び同年3月は200円、同年4月から同年6月までは210円、同年7月から22年5月までは240円、同年6月及び同年7月は600円とすることが必要である。

申立期間のうち、昭和25年9月1日から26年3月1日までの期間について、申立人は、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められ、かつ、申立期間のうち、同年3月1日から同年5月1日までの期間について、事業主は、申立人が同年3月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年5月1日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められることから、申立人のC社における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を25年9月1日に、同資格喪失日に係る記録を26年5月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る昭和 25 年 9 月から 26 年 2 月までの厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと思われる。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 20 年 7 月 1 日から 21 年 1 月 31 日まで
② 昭和 21 年 1 月 31 日から 22 年 8 月 1 日まで
③ 昭和 25 年 9 月 1 日から 26 年 5 月 1 日まで

夫は、昭和 19 年 6 月に A 社に入社してから、51 年 10 月に亡くなるまでの期間、同社及び同社の関連会社に継続して勤務していたが、B 社に勤務していた申立期間①、A 社に勤務していた申立期間②及び D 社に勤務していた申立期間③が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。納得できないので、記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第 3 委員会の判断の理由

1 申立期間①のうち、昭和 20 年 7 月 1 日から同年 7 月 25 日までの期間について、A 社に係るオンライン記録において厚生年金保険の被保険者資格取得日が 19 年 6 月 1 日、同資格喪失日が 20 年 7 月 1 日とされているところ、同社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿において、申立人と同姓同名で生年月日も同一の者が、19 年 6 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年 7 月 25 日に同資格を喪失している記録が確認でき、当該被保険者名簿に記載されている労働者年金保険の記号番号と申立人の厚生年金保険の記号番号とが同一であることから、当該記録は申立人の記録であると認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人の A 社における被保険者資格喪失日は、昭和 20 年 7 月 25 日と認められる。

2 申立期間①のうち、昭和 20 年 7 月 25 日から同年 10 月 26 日までの期間について、B 社が保管する社員台帳及び申立人が所持する A 社の職員

台帳から判断すると、申立人は、申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（昭和 20 年 7 月 25 日に、A 社から B 社に異動）、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①及び②のうち、昭和 20 年 10 月 26 日から 21 年 4 月 1 日までの期間について、B 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同姓同名で生年月日も同一の者が、20 年 10 月 26 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、21 年 4 月 1 日に同資格を喪失している記録が確認できる上、当該被保険者名簿の記録と申立人が所持する A 社の職員台帳及び B 社が保管する社員台帳に記載されている内容とほぼ一致していることが確認できることから、事業主は、申立人が 20 年 10 月 26 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、21 年 4 月 1 日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

これらのことから、申立人の B 社における厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和 20 年 7 月 25 日に、同資格喪失日を 21 年 4 月 1 日に訂正する必要が認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、B 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における申立人の記録から、110 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る昭和 20 年 7 月から同年 9 月までの厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

- 3 申立期間②のうち、昭和 21 年 2 月 8 日から同年 4 月 1 日までの期間について、A 社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿において、申立人と同姓同名で生年月日も同一の者が、同年 2 月 8 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年 4 月 1 日に同資格を喪失している記録が確認でき、当該被保険者名簿に記載されている労働者年金保険の記号番号と申立人の厚生年金保険の記号番号とが同一であることから、上記の記録は申立人の記録であると認められる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 21 年 2 月 8 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年 4 月 1 日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、A社に係る健康保険労働者年金被保険者名簿における申立人の記録から、200円とすることが妥当である。

また、申立期間②のうち、昭和21年4月1日から22年8月1日までの期間について、申立人が所持するA社の職員台帳から判断すると、申立人は、同社に継続して勤務していたことが認められる。

一方、上記のA社の被保険者名簿では、申立人の同社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日は昭和21年4月1日となっているが、当該資格喪失日である同年4月1日以降の22年6月1日付けで、変更された標準報酬月額が記録されていることが確認できることから、事業主が申立人の資格喪失日を21年4月1日として届け出たとは考え難い上、申立人の記載があるページの被保険者の資格取得日は、同年3月2日となっているものの、途中から20年6月1日と不自然な記録となっていることが確認できることなどから、申立人は、当該期間において厚生年金保険の被保険者であったと認めることができ、申立人の同社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日に係る記録を22年8月1日に訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、A社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿における申立人の記録から、昭和21年4月から同年6月までは210円、同年7月から22年5月までは240円、同年6月及び同年7月は600円とすることが妥当である。

- 4 申立期間③のうち、昭和25年9月1日から26年3月1日までの期間について、申立人が所持するA社の職員台帳から判断すると、申立人は、申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（25年9月1日に、E社からC社に異動）、当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間③のうち、昭和26年3月1日から同年5月1日までの期間について、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同姓同名で生年月日も同一の者が、同年3月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年5月1日に同資格を喪失している記録が確認でき、当該被保険者名簿に記載されている厚生年金保険の記号番号と申立人の厚生年金保険の記号番号とが同一であることから、上記の記録は申立人の記録であると認められる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和26年3月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年5月1日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

これらのことから、申立人のC社における厚生年金保険被保険者資格

取得日に係る記録を昭和 25 年 9 月 1 日に、同資格喪失日に係る記録を 26 年 5 月 1 日に訂正することが必要である。

また、申立期間③の標準報酬月額については、C 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における申立人の記録から、8,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日を昭和33年9月30日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年9月30日から同年10月1日まで

私は、昭和25年5月から60年5月までA社に継続して勤務していたにもかかわらず、ねんきん特別便によると、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。

申立期間は、船上勤務から地上勤務に異動した時期であるが、別の勤務期間は、船上勤務と地上勤務の変更があった場合においても、船員保険と厚生年金保険の被保険者期間は途切れないように手続されている。

申立期間も間違いなく正社員としてA社に勤務していたので、調査の上、申立期間をいずれかの保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された申立人に係る発令個人履歴から、申立期間について、申立人がA社に正社員として継続して勤務（C業務からD業務へ異動）していたことが確認できる。

また、B社は、「当時の申立人に係る厚生年金保険及び船員保険の被保険者資格の取得手続及び喪失手続に関する書類を保管していないため、詳細は不明であるが、当時、A社では、正社員については、全員、地上勤務時は厚生年金保険、船上勤務時は船員保険のいずれかに加入させる扱いであった。」と回答している。

なお、異動日については、申立人が申立期間以前にC業務からD業務へ

異動した際の船員保険から厚生年金保険への切替えが昭和 33 年の 9 月になっていることから同年 9 月 30 日とすることが妥当である。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の A 社における昭和 33 年 10 月の社会保険事務所（当時）の記録から、1 万 8,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては不明としており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成6年4月1日から7年11月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額を、6年4月から同年10月までは53万円、同年11月から7年10月までは59万円に訂正することが必要である。

申立期間のうち、平成8年2月29日から同年4月11日までの期間について、申立人のA社における資格喪失日は、同年4月11日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、9万2,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年4月1日から7年11月1日まで
② 平成7年11月1日から8年2月29日まで
③ 平成8年2月29日から同年4月11日まで

私がA社でB職として勤務していた期間のうち、平成6年4月1日から8年2月29日までの期間に係る標準報酬月額が低くなっているため、当該期間の厚生年金保険の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。また、同年2月29日以降も勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録が無いので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、オンライン記録では、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成6年4月から同年10月までは53万円、同年11月から7年10月までは59万円と記録されたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（8年2月29日）より後の同年4月11

日付けの処理により、遡って6年4月から同年10月までは8万円、同年11月から7年10月までは9万2,000円に引き下げられていることが確認できる上、申立人を除く2名の標準報酬月額も同様に遡って引き下げられていることが確認でき、社会保険事務所においてこのような処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人の当該期間に係る標準報酬月額について、有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、当初、事業主が社会保険事務所に届け出た、平成6年4月から同年10月までは53万円、同年11月から7年10月までは59万円に訂正することが必要と認められる。

申立期間③について、複数の同僚の証言から、申立人が当該期間においてA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録では、申立人のA社における厚生年金保険の資格喪失日は、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成8年2月29日となっているものの、当該資格喪失処理は、同日より後の同年4月11日付けで遡って行われていることが確認できるほか、申立人を除く3名についても同様に遡った喪失処理が行われていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成8年2月29日に被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は見当たらず、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、当該喪失処理が行われた同年4月11日であると認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、当該喪失処理前の社会保険事務所の記録から、9万2,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間②について、オンライン記録では、平成7年11月1日の随時改定において標準報酬月額が9万2,000円と記録されているところ、当該記録については、遡って訂正された形跡は見られない。

また、当該期間においてA社に厚生年金保険被保険者記録がある者で、連絡先の判明した者に、同社における当該期間当時の保険料控除について照会したが、給与明細書等を所持している者はおらず、当時の状況を確認することができない。

さらに、元事業主は、既に死亡しているため、申立人の厚生年金保険料控除等について確認することができない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準賞与額は、申立人が主張する標準賞与額であったと認められることから、申立人の標準賞与額に係る記録を平成19年7月6日は56万5,000円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年7月6日

私はB社に勤務していたが、平成17年1月1日にA社と合併して定年まで勤務し、現在もパートとして勤務している。厚生年金基金から日本年金機構の記録と突き合わせた結果、記録に不一致がある旨の連絡があり、厚生年金保険の記録を確認したところ、19年7月6日に支給された夏期賞与から厚生年金保険料が控除されているのに、標準賞与額の記録が漏れている。申立期間の厚生年金保険被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立人のA社における申立期間（平成19年7月6日）の標準賞与額の記録が無い。

しかしながら、申立人及びA社から提出された2007年度（平成19年度）賞与明細書により、申立人は、申立期間に56万5,300円の賞与の支給を受け、標準賞与額56万5,000円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

また、A社から提出された厚生年金基金加入員賞与標準給与決定通知書により、申立人の申立期間に係る標準賞与額は56万5,000円として届けられたことが確認できる上、同社が加入するD厚生年金基金から提出された厚生年金基金加入員賞与標準給与支払届及び同社を管轄する年金事務所から提出された厚生年金保険被保険者賞与支払届においても、申立人の申立期間に係る賞与額は、56万5,300円として届けられたことが確認でき

る。

さらに、D厚生年金基金は、「当該賞与支払届は、平成19年7月18日に社会保険事務所分も受け付けており、同日中に当基金から管轄社会保険事務所に転送している。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、A社の事業主は、申立人が主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を控除した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったことが認められることから、申立人の申立期間に係る標準賞与額を56万5,000円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本社における資格喪失日に係る記録を昭和34年2月3日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和10年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和33年12月1日から34年2月3日まで

私がA社に勤務していた期間のうち、同社本社から同社B事業所に転勤で異動した際の昭和33年12月1日から34年2月3日までの期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間においてA社本社で厚生年金保険被保険者記録がある同僚の証言から判断すると、申立人が同社に継続して勤務し（昭和34年2月3日に、同社本社から同社B事業所に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本社における昭和33年11月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料の納付義務を履行したか否かについては、A社は既に解散している上、事業主は所在不明のため、申立期間当時の状況を確認することができず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

神奈川県厚生年金 事案 7067

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）本社における申立人の資格喪失日に係る記録を昭和24年8月1日、資格取得日に係る記録を同年11月1日に訂正し、同年7月及び同年11月の標準報酬月額を5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年7月30日から同年8月1日まで
② 昭和24年11月1日から同年12月15日まで

私は、A社に昭和24年3月1日から56年3月31日まで勤務していたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。当時は同社に継続して勤務し、退職した事実は無いので記録が無いのはおかしい。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主が保管する人事台帳、雇用保険の加入記録及び複数の同僚の証言から、申立人はA社に継続して勤務し（申立期間①は、昭和24年8月1日に同社本社から同社C支社に異動、申立期間②は、同年11月1日に同社C支社から同社本社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、昭和24年7月及び同年11月の標準報酬月額については、申立人のA社本社に係る同年6月及び同年12月の社会保険事務所（当時）の記録から5,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間①及び②について、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでな

いと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日及び取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成3年11月1日から6年10月31日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額の記録を3年11月から4年9月までは41万円、同年10月から6年9月までは44万円に訂正することが必要である。

申立期間のうち、平成6年10月31日から同年11月1日までの期間について、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、同年11月1日であると認められることから、当該期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、平成6年10月の標準報酬月額については20万円とすることが妥当である。

申立人は、申立期間のうち、平成6年10月31日から同年11月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、同年10月の標準報酬月額を44万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る平成6年10月の当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額（20万円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年11月1日から6年10月31日まで
② 平成6年10月31日から同年11月1日まで

私の年金記録を確認したところ、A社に勤務した期間のうち、平成3年11月1日から6年10月31日までの期間に係る標準報酬月額が、実際の給与より低く記録され、資格喪失日が同年10月31日と記録されているが、同年10月31日まで継続して勤務し、その前の期間と同じ金額の給与をもらっていたので、標準報酬月額と資格喪失日の記録を訂正し

てほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち、平成3年11月1日から5年4月1日までの期間について、オンライン記録では、当初、申立人の当該期間の標準報酬月額が3年11月から4年9月までは41万円、同年10月から5年3月までは44万円と記録されていたところ、同年4月1日付けで遡って15万円に引き下げられていることが確認できる上、申立人を除く11名の標準報酬月額も同様に遡って引き下げられていることが確認でき、社会保険事務所においてこのような処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、申立期間①のうち、平成5年4月1日から6年10月31日までの期間について、オンライン記録では、当初、申立人の標準報酬月額は、当該期間のうち、5年4月から6年1月までは44万円と記録されていたところ、同年2月1日付けで遡って20万円に引き下げられていることが確認できる上、申立人を除く16名の標準報酬月額も同様に遡って引き下げられていることが確認でき、社会保険事務所においてこのような処理を行う合理的な理由は見当たらない。

さらに、A社の元取締役は、「同社では、申立期間において厚生年金保険料の滞納があった。」と述べている。

これらを総合的に判断すると、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額について有効な記録訂正があったとは認められない。

このため、当該二度にわたる遡及訂正処理の結果として記録されている、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、当初、事業主が社会保険事務所に届け出た、平成3年11月から4年9月までは41万円、同年10月から6年9月までは44万円に訂正することが必要である。

申立期間②について、雇用保険の加入記録及び申立人から提出された源泉徴収票から、申立人が当該期間にA社に勤務していたことが認められる。

また、オンライン記録によると、当初、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、平成6年11月1日と記録されていたところ、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（同年11月1日）より後の同年12月7日付けで、同年10月31日に遡って訂正されていることが確認できる上、申立人を除く14名についても同様に遡った喪失処理が行われていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、上記の資格喪失日の訂正処理を行う合理的な理由は見当らず、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日に係る記録を平成6年11月1日とし、当該期間の標準報酬月額を、当該喪失日の訂正処理前の記録から、20万円とすることが必要である。

平成6年10月の標準報酬月額について、上記の二度にわたる遡及訂正処理を行った日以降の最初の定時決定（平成6年10月1日）で、20万円と記録されているところ、当該処理については上記の遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

しかしながら、平成6年分給与所得の源泉徴収票から、申立人は当該期間において、44万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から回答を得ることができず不明であり、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

神奈川厚生年金 事案 7069

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を昭和42年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和42年7月31日から同年8月1日まで
私は、昭和39年4月1日から42年7月31日までの期間は、B社（現在は、C社）からA社へ出向しており、同年8月1日にB社へ復帰した。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びC社が保管する経歴書から、申立人が申立期間において、A社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、上記の経歴書及び申立人が所持する職務履歴のメモにおいて、申立期間を含むA社に出向していた期間に、申立人の勤務形態及び業務内容に変更があったことがうかがえる記載は見られない。

さらに、申立人が記憶する前任者は、申立人と同様にA社へ出向し、B社へ復帰した旨の供述をしているところ、当該前任者は、厚生年金保険の被保険者記録に欠落は無いことがオンライン記録から確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和42年6月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から6万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務

の履行については、A社は既に解散している上、申立期間当時の事業主も亡くなっているため、事業主が保険料を納付したか否かについての確認はできないが、事業主が資格喪失日を昭和42年8月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年7月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 1 月 10 日から同年 5 月 8 日まで
② 昭和 38 年 5 月 8 日から同年 10 月 13 日まで
③ 昭和 39 年 1 月 4 日から同年 3 月 1 日まで
④ 昭和 39 年 3 月 1 日から同年 6 月 21 日まで
⑤ 昭和 39 年 6 月 22 日から 41 年 8 月 11 日まで
⑥ 昭和 41 年 9 月 1 日から同年 10 月 11 日まで
⑦ 昭和 41 年 10 月 11 日から同年 11 月 21 日まで
⑧ 昭和 43 年 9 月 3 日から 49 年 3 月 31 日まで

私は数年前、社会保険事務所（当時）へ年金相談に行った際、申立期間の厚生年金保険の被保険者期間が脱退手当金を支給済みとなっていることを知った。私は、脱退手当金の手続をした覚えも受け取った覚えも無いので、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

異なる厚生年金保険被保険者台帳記号番号で管理されている厚生年金保険加入期間について脱退手当金を支給する場合には、記号番号の重複整理を行った上で支給することとなるが、申立期間③は、申立期間①、②及び④から⑧までと異なる記号番号で管理されていたにもかかわらず、重複整理が行われていない。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間より前の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず未請求となっており、申立人が、9回の被保険者期間のうち、学校を卒業して初めて勤務した被

保険者期間を失念するとは考え難い。

さらに、脱退手当金が支給されたとする額は、法定支給額と1万3,065円相違しているが、その原因は不明である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

神奈川厚生年金 事案 7071

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を昭和48年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年7月31日から同年8月1日まで

私は、出向先のA社を昭和48年7月31日に退職し、出向元のB社に同年8月1日に復職したが、厚生年金保険の被保険者記録では、厚生年金保険被保険者資格喪失日が同年7月31日になっている。調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、複数の同僚の証言及びA社の社会保険事務担当者の証言から判断すると、申立人が、申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（昭和48年8月1日に、同社からB社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和48年6月の社会保険事務所（当時）の記録から、12万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立期間当時の資料等が無いため不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和48年8月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年7月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月の保険料につい

て納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

神奈川厚生年金 事案 7072

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を平成20年9月26日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年9月26日から同年10月24日まで
平成20年9月26日からA社に勤務したが、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が欠落しているため、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、事業主の証言及び申立人が所持している給与明細書により、申立人は、A社に継続して勤務し（平成20年9月26日に、B社からA社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記の給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格取得に係る届出を行っておらず、保険料も納付していないとしていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る平成20年9月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和20年7月1日から22年4月1日までの期間について、申立人のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は同年4月1日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

申立期間のうち、昭和24年8月31日から同年9月1日までの期間について、申立人のA社D営業所における厚生年金保険被保険者資格の喪失日は同年9月1日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正6年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和20年7月1日から22年4月1日まで
② 昭和24年8月31日から同年9月1日まで

夫がA社に勤務していた期間のうち、申立期間①及び②が厚生年金保険の被保険者となっていない。B社が発行した在籍証明書からも申立期間において厚生年金保険の被保険者であった旨の証明を受けているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人の妻が所持するB社が発行した在籍証明書及び人事記録から、申立人が昭和10年3月15日から48年12月31日までの期間において継続してA社に勤務していたことが確認できる上、上記在籍証明書には、「在籍期間中全期間厚生年金保険加入者であったことを

証明する。」と記載されている。

また、A社に係る事業所別被保険者名簿において、「団郵加入のためS22.3.1以前は厚年・適用なし」と記載されていることが確認でき、備考欄に申立人を含む多数の者に「郵」を○で囲んだ記載があることから判断すると、当時、同社は、団体郵便年金に加入していたものと推認され、団体郵便年金の加入者については、厚生年金保険との間で、「団体郵便年金掛け金の厚生年金保険への移管」、「団体郵便年金加入者に対する厚生年金保険の適用除外」、及び「いったん適用除外された者が厚生年金保険に適用されるに至った場合における被保険者期間の通算」という三つの調整措置が行われていたところ、同社C営業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）により、申立人は、同社C営業所において、上記の調整措置により厚生年金保険の被保険者期間と認めることとする期限である昭和22年9月1日より前の同年4月1日に厚生年金保険の被保険者資格を再取得していることが確認できることから団体郵便年金の加入期間については厚生年金保険の被保険者であったと考えられる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間において厚生年金保険被保険者であると認められることから、申立人のA社における資格喪失日は、昭和22年4月1日であると認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和44年法律第78号）附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。

申立期間②について、申立人の妻が所持するB社が発行した在籍証明書及び人事記録から、申立人が昭和10年3月15日から48年12月31日まで継続してA社に勤務していたことが確認できる上、上記在籍証明書には、「在籍期間中全期間厚生年金保険加入者であったことを証明する。」と記載されている。

また、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳及びA社C営業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、資格喪失日は昭和22年7月25日と記載されているが、オンライン記録では、申立人の厚生年金保険被保険者記録は、A社D営業所において同年4月1日に資格を取得し、24年8月31日に資格を喪失した記録となっており、両者の記録が相違している。

さらに、A社D営業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿が確認できず、年金事務所は「当該被保険者名簿が確認できない理由は不明である。」と回答している。

加えて、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）に、A社E部において、昭和24年9月1日に資格を取得し、29年9月27日に資格

を喪失した記載があるが、オンライン記録では 24 年 9 月 1 日に資格を取得し、29 年 9 月 24 日に資格を喪失した記録となっている上、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿も確認できない。

これらのことから、社会保険事務所（当時）において、A 社に係る被保険者についての記録管理が適正に行われていたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間において厚生年金保険被保険者であると認められることから、申立人の A 社 D 営業所における資格喪失日は、昭和 24 年 9 月 1 日であると認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、上記被保険者台帳の記録から 8,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 4 月から平成 3 年 3 月までの国民年金保険料については、納付を免除されていたものと認めることはできない。

また、申立人の平成 18 年 1 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 63 年 4 月から平成 3 年 3 月まで
② 平成 18 年 1 月

申立期間①について、私が 20 歳になったとき、父親又は母親が、私の国民年金の加入手続きを行い、昭和 63 年 2 月又は同年 3 月頃に、私が大学に入学するので、私の国民年金保険料の免除の申請を行ってくれたと思う。

申立期間②について、平成 18 年 1 月頃、勤務先を退職後、私又は妻が、銀行、郵便局、信用金庫又はコンビニエンスストアのどこかで厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行い、国民年金保険料は、私又は妻が、納付書に現金を添えて又は現金のみで、上記金融機関等のどこかで納付したと思う。

私は、申立期間①について、父親又は母親が、国民年金保険料の免除の申請を行ってくれたにもかかわらず、国民年金に未加入とされていること、及び申立期間②について、私又は妻が、厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行い、保険料を納付したにもかかわらず、国民年金に未加入とされ、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、昭和 63 年 2 月又は同年 3 月頃に、大学に入学するため、その父親又は母親が、国民年金保険料の免除の申請を行ってくれたと思うと述べているが、申立人は、保険料の免除の申請に直接関与しておらず、同申請を行ったとするその父親又は母親は、同申請を行ったこと

は憶^{おぼ}えているとしているものの、その方法、場所等を憶^{おぼ}えていないなど、当該期間当時の保険料の免除の申請状況が不明である上、当該期間当時、申立人は大学生であり、国民年金の強制加入期間ではないため、制度上同申請を行うことはできない。

また、申立期間②について、申立人は、平成18年1月頃、勤務先を退職後、自身又はその妻が、銀行、郵便局、信用金庫又はコンビニエンスストアのどこかで厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行い、当該期間の国民年金保険料を、納付書に現金を添えて又は現金のみで、先述の場所にて納付したと思うと述べているが、国民年金の加入手続き及び保険料の納付についての記憶が曖昧であり、当該期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である上、国民年金の加入手続きは、上記の金融機関等で行うことはできない。

さらに、オンライン記録によると、申立人が述べるように、平成18年1月頃に、申立期間②の国民年金の加入手続きが適切に行われていた場合、なされることの無い、申立人に対する国民年金の加入勧奨が、19年8月に社会保険事務所(当時)により実施されている。

加えて、申立期間②は、平成9年1月の基礎年金番号導入後の期間であり、同番号に基づき、国民年金保険料の収納事務の電算化が図られていたことに加え、当該期間は14年4月に、保険料の収納事務が国に一元化され、事務処理の機械化が一層促進された後の期間でもあることから、当該期間の記録管理が適切に行われていなかったとは考え難い。

その上、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人が申立期間①の国民年金保険料の納付を免除されていたものと認めることはできず、申立期間②の保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年10月から58年3月までの期間、61年4月から63年3月までの期間、同年12月から平成元年3月までの期間、同年6月から同年8月までの期間、11年2月、同年6月、同年8月から同年9月までの期間、同年12月から12年3月までの期間、同年8月、同年11月から同年12月までの期間、13年3月、同年5月、同年8月、同年10月及び同年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年10月から58年3月まで
② 昭和61年4月から63年3月まで
③ 昭和63年12月から平成元年3月まで
④ 平成元年6月から同年8月まで
⑤ 平成11年2月
⑥ 平成11年6月
⑦ 平成11年8月から同年9月まで
⑧ 平成11年12月から12年3月まで
⑨ 平成12年8月
⑩ 平成12年11月から同年12月まで
⑪ 平成13年3月
⑫ 平成13年5月
⑬ 平成13年8月
⑭ 平成13年10月
⑮ 平成13年12月

妻が、私たち夫婦の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を全て行っており、昭和57年頃に、それまで未納であった54年10月以降の夫婦二人分の保険料を毎月集金人に納付しながら、57年以降の夫婦二人分の保険料を毎月集金人に納付していたと聞いている。

平成10年4月からは、口座振替により国民年金保険料を納付していたが、残高不足で振替できなかった場合は、妻が、その期間の保険料を送られて

きた納付書により納付していたと聞いている。

申立期間①から⑮までの国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①から④までの国民年金保険料について、申立人は、その妻が、昭和57年頃に、それまで未納であった54年10月以降の夫婦二人分の保険料を毎月集金人に納付しながら、57年以降の夫婦二人分の保険料を毎月集金人に納付していたと主張しているが、申立人自身は、保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとするその妻は、当該期間の保険料の納付時期や納付金額についての記憶が定かではないことから、当該期間当時の保険料の納付状況は不明である上、当該期間のその妻の保険料も未納とされている。

また、申立期間⑤から⑮までの国民年金保険料について、申立人は、平成10年4月からは、口座振替により保険料を納付していたと主張しているが、当該期間の保険料は残高不足のため口座振替によっては納付されていなかったことが、申立人の銀行預金取引明細書により確認でき、また申立人は残高不足のため口座振替により保険料を納付することができなかった場合には、その妻が、その期間の保険料を送られてきた納付書により納付していたとも主張しているが、その妻は、口座振替により保険料を納付することができなかった期間の保険料の納付時期や納付金額についての記憶が定かではないことから、その妻が、口座振替により保険料を納付することができなかった期間の保険料を納付書により納付していたとは考えにくい。

さらに、申立人が所持する平成12年及び13年の確定申告書（控）の社会保険料控除欄には、それぞれに控除額が記載されていることが確認できるものの、確定申告書を作成した会計事務所では、作成の経緯について具体的には不明としており、当該確定申告書（控）の記載のみをもってその当時、申立期間の保険料が納付されていたとまで推認するのは困難である。

加えて、申立期間⑤から⑮までの期間は、基礎年金番号が導入された平成9年1月以降の期間であり、基礎年金番号に基づき、国民年金保険料の収納事務の電算化が図られていた状況下において、当該期間の記録管理が適切に行われていなかった可能性は低い。

その上、口頭意見陳述を実施した結果においても、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたとの心証を得ることができなかった上、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川県国民年金 事案 6217

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年2月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年2月から47年3月まで

私は、20歳になった昭和43年*月は、学校を卒業し、修業のために実家を離れていた期間であったが、母親からは、私が20歳になったときに市役所で私の国民年金の加入手続を行ったと聞いていた。申立期間の国民年金保険料については、母親が自宅に来た集金人に納付していたと聞いていた。また、47年8月に現在の住所地に転居して、事業を始めてからは、私が自宅に来た集金人に保険料を納付した記憶がある上、当時市役所に勤めていた友人から保険料を遡って納付することができることを教えてもらい、払える期間の納付書を渡されたことから、その当時取引していた金融機関で遡って納付した記憶があるにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

また、申立期間のうち、平成23年9月に昭和44年8月から45年2月までの期間及び同年7月から同年8月までの期間に厚生年金保険へ加入していた記録が見付かったことから、この期間に私の母親が重複して納付していた国民年金保険料を還付してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、昭和43年*月に20歳になったのを契機に、母親が市役所で申立人の国民年金の加入手続を行い、47年8月に現住所へ転居するまでの期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人自身は、国民年金の加入手続等に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付したとするその母親は既に他界していることから、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続が行われたのは、昭和48年1月頃と推認でき、申立人は、43年*月に遡って被保険者資格を取得したものと考えられることから、当該加入手続時点まで申立期間は未加入期間であり、国民年金保険料を集金人に現年度納付することはできない期間であった上、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

2 申立人は、昭和47年8月に現住所に転居以降は、申立人が自宅に来た集金人に国民年金保険料を納付しており、また、その当時市役所に勤めていた友人から保険料を遡って納付できることを教えてもらい、払える期間の納付書を渡されたことから、その当時取引していた金融機関で遡って納付したと主張しているが、申立人のオンライン記録及び申立人が所持している領収書から、申立人の保険料の納付は48年7月から開始されたものと推認できるが、申立人は過年度納付を行った時期の記憶が曖昧であることから、申立期間当時の過年度納付の状況が不明である。

3 このほか、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成10年12月から11年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年12月から11年10月まで

私は、平成10年3月末日に会社を退職後、しばらく国民年金の加入手続をしていなかったため、市役所から通知が届いたので、11年か12年頃に、市役所の行政センターで国民年金の加入手続を行い、それまで納付していなかった国民年金保険料を、市役所の行政センター若しくは市役所の窓口又は社会保険事務所（当時）でまとめて納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成11年か12年頃に国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を、市役所の行政センター若しくは市役所の窓口又は社会保険事務所ですべて納付したと主張しているが、申立人は、保険料の納付金額等の記憶が曖昧で、申立期間当時の保険料の納付状況が不明である上、オンライン記録では、申立期間前の保険料は、同年5月以降に毎月、時効直前に納付していることが確認できることから、国民年金の加入手続時期にまとめて納付したとする申立人の主張と一致しない。

また、申立期間直前の平成10年11月の国民年金保険料は、12年12月付けで充当により納付済みとされていることがオンライン記録から確認でき、充当処理は未納期間に対して行われることから、同年同月の後の期間である申立期間の保険料について、納付済みであったものと推認することは難しい上、申立期間直後の11年11月の保険料は13年12月に過年度納付していることが確認でき、その時点で申立期間は時効により納付することができない期間である。

さらに、申立期間は、平成9年1月の基礎年金番号の導入後の期間であり、

基礎年金番号に基づき、国民年金保険料の収納事務の電算化が図られていた状況下において、申立人に誤った納付書の発行、記録漏れ又は記録誤り等がなされたとは考えにくい。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年9月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年9月から同年11月まで
私が会社を退職した後に、国民年金保険料の納付書が送られてきた。
申立期間の国民年金保険料については、期限ぎりぎりに納付した記憶がある。
申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る国民年金の加入手続を行った記憶は無いものの、会社を退職した後に、当該期間に係る国民年金保険料の納付書が送られてきたとしているが、オンライン記録によると、平成8年10月に、当該期間に係る国民年金被保険者資格記録が追加されていることが確認でき、当該期間当時、当該期間は国民年金の未加入期間とされていたものとみられるため、その当時において、当該期間に係る保険料の納付書が発行されていたとは考えにくく、申立内容とは一致しない。

また、申立期間の国民年金被保険者資格記録が追加された平成8年10月の時点において、当該期間については、既に時効により、国民年金保険料の納付書が発行されることは無く、申立人は、その時点においても、当該期間の保険料を納付することができなかつたものと考えられる。ちなみに、申立人は、3か月分の保険料を、1回だけ、期限ぎりぎりに納付した記憶があるとしており、現に、オンライン記録によると、11年7月に、時効直前である9年6月から同年8月までの3か月分の保険料が納付されていることが確認できる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関

連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 4 月から 61 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 4 月から 61 年 6 月まで

私の妻は、結婚した昭和 63 年 5 月頃、それまで国民年金に加入していなかった私の加入手続を、市役所で行ってくれた。加入手続の際、同市役所の職員から「国民年金保険料は遡って納付することができる。」と言われたので、納付する場合の保険料額を調べてもらった。具体的な金額は憶えていないが、納付するためのお金が準備できる 60 年 4 月から加入手続前までの期間の保険料を遡って納付することにした。私は、妻が、その後送られてきた納付書により遡って納付してくれていたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その妻が、申立人の国民年金の加入手続後、納付することができる金額に見合った申立期間を含む期間の国民年金保険料を遡って納付したと主張しているが、申立人は、当該期間の保険料納付に直接関与しておらず、当該期間の保険料を納付したとするその妻は、納付金額及び納付場所を憶えていないなど、当該期間の保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された国民年金第 3 号被保険者の被保険者資格記録等から、申立人の国民年金の加入手続は、63 年 4 月から同年 6 月までの間に行われたと推認され、その時点においては、申立期間のほとんどが、時効により保険料を納付することができない期間である。このため、当該期間の保険料を納付するには、別の手帳記号番号が払い出されている必要があるが、申立人は、申立期間の始期から申立人の手帳記号番号が払い出された時期を通じて、同一市内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されているとは考えにくく、その形跡も見当たらない。

さらに、申立人の妻は、申立人の国民年金保険料を遡って納付したのは1回だけであると述べているが、オンライン記録によると、国民年金の加入手続後の昭和63年10月に、時効にかからず納付することのできる61年7月から63年3月までの保険料が遡って一括納付されていることが確認できる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川国民年金 事案 6221 (事案 5341 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 4 月から 60 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 4 月から 60 年 2 月まで

私は、昭和 56 年 4 月 28 日に国民年金に加入したこと、その 3 日後の同年 5 月 1 日に国民年金をやめたこと、及び 60 年 3 月 29 日に国民年金に再加入したことについて全く憶^{おぼ}えていない。結婚を契機に、国民年金に加入した後は、継続して加入を続け、国民年金保険料も納付していたと思う。前回の委員会の判断では、記録の訂正は認められなかったが、再度、申立てをする。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、当初の申立てにおいて、昭和 55 年 11 月に結婚し、国民年金に加入してからは、継続して国民年金保険料を納付しており、現在の国の記録では、56 年 4 月 28 日に国民年金に加入し、その 3 日後の同年 5 月 1 日に国民年金をやめ、60 年 3 月 29 日に国民年金に再加入したとされているが、そのような手続を行った記憶は無いと述べていた。

しかし、申立人自身が所持する年金手帳及びオンライン記録の双方において、申立人の国民年金被保険者資格取得日及び同資格喪失日は一致していることに加え、申立人が申立期間当時居住した市において、国民年金の任意加入被保険者について、国民年金保険料の未納が続いたとしても、職権でその資格を喪失させることは無かったとしていることなどから、昭和 56 年 5 月 1 日の被保険者資格の喪失手続は、申立人が自ら行ったと考えるのが自然であり、ほかに申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないことから、申立人が当該期間の保険料を納付していたものと認めることはできないとして、既に当委員会の決定に

基づき平成 23 年 3 月 23 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、昭和 56 年 4 月 28 日に国民年金に加入したこと、その 3 日後の同年 5 月 1 日に国民年金をやめたこと、及び 60 年 3 月 29 日に国民年金に再加入したことについて全く憶^{おぼ}えておらず、結婚を契機に、国民年金に加入した後は、継続して加入を続け、国民年金保険料も納付していたと思うとする当初の申立てにおける主張に終始し、再申立てにおいて必要とされる年金記録の訂正につながる「新たな資料・情報」は無いと明言している。

このように、今回の申立ては、当委員会が当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年4月から58年6月までの期間及び60年3月から同年7月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年4月から58年6月まで
② 昭和60年3月から同年7月まで

私は、昭和55年2月に母親が市役所で国民年金の加入手続を行ったと聞いていた。60年4月に結婚した際に母親から、私が21歳になった頃から国民年金保険料を納付していると言われ、年金手帳を渡された。申立期間の保険料の納付時期及び納付金額については記憶していないが、集金人に、母親が私と母親の二人分の保険料を納付していたと聞いていた。

昭和60年3月以降の国民年金保険料については、どこの金融機関か記憶していないが毎月口座振替をしていた。

申立期間が未加入又は未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が申立期間①の国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人自身は加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、その母親から証言を得ることができないことから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、昭和55年2月に、母親が国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人は60年8月に国民年金へ任意加入していることがオンライン記録から確認でき、申立内容と一致せず、その時点で申立期間①は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である上、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

さらに、申立期間②について、申立人は、国民年金保険料を口座振替で納付していたと述べているが、申立人は、昭和60年4月に結婚しており、そ

の妻は当該期間当時、厚生年金保険の被保険者であったことから、当該期間は任意の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することができない期間である。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から51年3月までの国民年金保険料及び49年4月から54年7月までの付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

また、平成3年3月の付加保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年4月から54年7月まで
② 平成3年3月

申立期間①について、私の妻は、昭和49年4月に区役所で夫婦二人の国民年金の加入手続及び付加年金の加入手続を行った。加入手続後の国民年金保険料については、妻が、付加保険料を含めて夫婦二人分を一緒に納付していたにもかかわらず、同年同月から51年3月までの保険料及び49年4月から54年7月までの付加保険料が未納とされていることに納得できない。

申立期間②について、年金記録では、当該期間の付加保険料を還付しているとのことだが、私は、還付を受けた記憶は無いので、当該期間の付加保険料を還付してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、その妻が昭和49年4月に区役所で夫婦二人の国民年金の加入手続及び付加年金の加入手続を行い、加入手続後の国民年金保険料については、妻が、付加保険料を含めて夫婦二人分を一緒に納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、51年9月に夫婦連番で払い出されており、申立人の国民年金の加入手続が行われた時期は、申立人の手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、同年7月と推認でき、申立人の主張する時期と一致しない。

また、前述のとおり、申立人は、昭和51年7月に国民年金に加入してい

ることが推認でき、その時点で 49 年 4 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料は、過年度納付によらなければ納付することができないが、申立人の保険料を納付していたとするその妻は、当該期間の保険料を遡って納付した記憶は無いと述べている上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立期間①の国民年金保険料を付加保険料を含めて一緒に納付していたとする申立人の妻についても、昭和 49 年 4 月から 51 年 3 月までの保険料及び 49 年 4 月から 54 年 7 月までの付加保険料が未納となっている。

加えて、申立人の特殊台帳、国民年金被保険者名簿及びオンライン記録から、申立人が付加保険料の納付を申し出た月は昭和 54 年 8 月と確認でき、付加保険料については、制度上、納付する旨を申し出た月より前に遡って納付することは認められていないことから、同年同月の時点において、49 年 4 月から 54 年 7 月までの付加保険料を納付することはできない。

その上、申立人が昭和 49 年 4 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料及び 49 年 4 月から 54 年 7 月までの付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 2 申立期間②の付加保険料について、申立人は、還付を受けた記憶は無いと主張しているが、当該期間の定額保険料は、平成 3 年 5 月に過年度納付されていることがオンライン記録により確認できることから、当該期間の付加保険料についても、同年同月に納付されていることが推認でき、付加保険料は過年度納付することができないことを踏まえると、当該期間の付加保険料は、過誤納付として扱われるべきものであり、当該期間の付加保険料の還付手続が行われたことについて、不自然な点は見当たらない。

また、平成 3 年 6 月に還付決議が行われていることがオンライン記録により確認でき、還付期間、還付決議日及び還付金額が明確に収録されている上、還付金額は、当該期間の付加保険料額と一致していることから、当該期間の保険料の還付処理に不合理な点は認められず、ほかに申立人に対する保険料の還付を疑わせる事情も見当たらない。

- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が昭和 49 年 4 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料及び 49 年 4 月から 54 年 7 月までの付加保険料を納付していたものと認めることはできず、平成 3 年 3 月の付加保険料を還付されていないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から51年3月までの国民年金保険料及び49年4月から54年7月までの付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

また、平成3年3月の付加保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年4月から54年7月まで
② 平成3年3月

申立期間①について、私は、昭和49年4月に区役所で夫婦二人の国民年金の加入手続及び付加年金の加入手続を行った。加入手続後の国民年金保険料については、付加保険料を含めて夫婦二人分を一緒に納付していたにもかかわらず、同年同月から51年3月までの保険料及び49年4月から54年7月までの付加保険料が未納とされていることに納得できない。

申立期間②について、年金記録では、当該期間の付加保険料を還付しているとのことだが、私は、還付を受けた記憶は無いので、当該期間の付加保険料を還付してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、昭和49年4月に区役所で夫婦二人の国民年金の加入手続及び付加年金の加入手続を行い、加入手続後の国民年金保険料については、付加保険料を含めて夫婦二人分を一緒に納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、51年9月に夫婦連番で払い出されており、申立人の国民年金の加入手続が行われた時期は、申立人の手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、同年7月と推認でき、申立人の主張する時期と一致しない。

また、前述のとおり、申立人は、昭和51年7月に国民年金に加入してい

ることが推認でき、その時点で 49 年 4 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料は、過年度納付によらなければ納付することができないが、申立人は、当該期間の保険料を遡って納付した記憶は無いと述べている上、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立期間①の国民年金保険料を付加保険料を含めて一緒に納付していたとする申立人の夫についても、昭和 49 年 4 月から 51 年 3 月までの保険料及び 49 年 4 月から 54 年 7 月までの付加保険料が未納となっている。

加えて、申立人の特殊台帳、国民年金被保険者名簿及びオンライン記録から、申立人が付加保険料の納付を申し出た月は昭和 54 年 8 月と確認でき、付加保険料については、制度上、納付する旨を申し出た月より前に遡って納付することは認められていないことから、同年同月の時点において、49 年 4 月から 54 年 7 月までの付加保険料を納付することはできない。

その上、申立人が昭和 49 年 4 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料及び 49 年 4 月から 54 年 7 月までの付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 2 申立期間②の付加保険料について、申立人は、還付を受けた記憶は無いと主張しているが、当該期間の定額保険料は、平成 3 年 5 月に過年度納付されていることがオンライン記録により確認できることから、当該期間の付加保険料についても、同年同月に納付されていることが推認でき、付加保険料は過年度納付することができないことを踏まえると、当該期間の付加保険料は、過誤納付として扱われるべきものであり、当該期間の付加保険料の還付手続が行われたことについて、不自然な点は見当たらない。

また、平成 3 年 6 月に還付決議が行われていることがオンライン記録により確認でき、還付期間、還付決議日及び還付金額が明確に収録されている上、還付金額は、当該期間の付加保険料額と一致していることから、当該期間の保険料の還付処理に不合理な点は認められず、ほかに申立人に対する保険料の還付を疑わせる事情も見当たらない。

- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が昭和 49 年 4 月から 51 年 3 月までの国民年金保険料及び 49 年 4 月から 54 年 7 月までの付加保険料を納付していたものと認めることはできず、平成 3 年 3 月の付加保険料を還付されていないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 9 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 9 月から 61 年 3 月まで

私は、昭和 49 年 8 月に会社を退職したため、国民年金の加入手続を区役所で行った。その際発行された肌色の国民年金手帳を所持している。

申立期間の国民年金保険料は、私が、送付されてきた納付書により当初は 3 か月ごとに納付していた。

私は、昭和 55 年 8 月に結婚したとき、国民年金の強制加入被保険者から任意加入被保険者へ、被保険者資格の切替手続も行い、国民年金保険料を納付しており、被保険者資格の喪失手続を行ったことは無いと思うので、申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚した昭和 55 年 8 月頃、国民年金の強制加入被保険者から任意加入被保険者へ、被保険者資格の切替手続を行い、申立期間の国民年金保険料については、納付書により当初は 3 か月ごとに納付していたと思うと述べているが、当該切替手続についての記憶が曖昧であることに加え、申立人が当該期間当時居住していた市の国民年金被保険者名簿において、当該期間直前の 54 年 10 月から 55 年 3 月までの保険料を同年 4 月に、同年同月から同年 8 月までの保険料を同年 9 月に一括納付していることが確認でき、保険料の納付についての申立人の主張とも一致しておらず、申立期間当時の保険料の納付状況等が不明である。

また、結婚後の国民年金の被保険者資格喪失の手続について、申立人は、当該手続を行ったことを憶えていないと述べているが、申立人の国民年金手帳、オンライン記録、特殊台帳及び市の国民年金被保険者名簿のいずれにお

いても、申立人は、昭和 55 年 8 月 27 日に被保険者資格を任意加入被保険者に切り替え、その直後の同年 9 月 28 日に被保険者資格喪失の手続を行ったことが確認でき、これら複数の関連資料の全ての記録が一致していることから、申立人は、厚生年金保険の被保険者であった夫との結婚を契機に、一度は任意加入被保険者へ切り替えたものの、その直後に、被保険者資格を喪失する手続を行ったと考えるのが自然であり、資格喪失の手続を行った記憶は無いとする申立人の主張のみをもって、申立人が 55 年 9 月以降も国民年金に加入し続けたと認めることは難しい。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 3 月から 54 年 8 月までの期間及び平成元年 2 月から同年 4 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 51 年 3 月から 54 年 8 月まで
② 平成元年 2 月から同年 4 月まで

私は、昭和 52 年 5 月から 54 年 8 月まで海外に居住しており、国民年金に加入していなかった。帰国して就職した会社を辞めた後の 58 年 6 月から同年 10 月頃までの間に、海外居住期間の国民年金保険料を納付することができるか確認するために区役所へ出向いた。

その際、区役所の職員から海外居住期間を含む申立期間①の国民年金保険料を納付することができることを聞き、その保険料額も納付することが可能な金額だったので、その場で、国民年金の加入手続を行い、後日、貯金を下ろして、区役所で申立期間①の保険料を遡って一括して納付した。

私は、平成元年 2 月に退職した後に、厚生年金保険から国民年金への切替手続を行い、毎月、自宅に送られてきた納付書により金融機関で国民年金保険料を納付していた。

申立期間①が未加入とされ、申立期間②の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 58 年 6 月から同年 10 月頃までの間に、区役所で国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成 3 年 6 月に払い出されており、申立期間②直後の元年 5 月から 3 年 3 月までの国民年金保険料が、同年 6 月に一括して納付されていることが、オンライン記録により確認できることから、申立人の国民年金の加入手続は、同年同月頃に行われたものと推認でき、国民年金の加入手続時期についての申

立人の主張と一致しない。

また、申立人の国民年金の被保険者資格取得時期は、平成元年2月であることが、申立人が所持する年金手帳及びオンライン記録により確認できることから、申立期間①は国民年金の未加入期間で、国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人が、申立期間①の国民年金保険料として納付したとする金額は、申立人の国民年金の加入手続が行われたと推認できる平成3年6月に一括して納付されている元年5月から3年3月までの保険料額とおおむね一致していることから、申立人が遡って納付したのは、当該期間の保険料であったと考えるのが合理的である。

加えて、申立人は、平成元年2月に退職した後に、厚生年金保険から国民年金への切替手続を行い、毎月、自宅に送られてきた納付書により金融機関で国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人の国民年金の加入手続が行われたのは、3年6月頃であると推認でき、元年2月頃に、申立人が、厚生年金保険から国民年金への切替手続を行っていたとは考え難い上、3年6月の時点では、申立期間②は、時効により保険料を納付することができない期間であることから、申立人が、申立期間②の保険料を納付していたとは考え難い。

その上、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年4月から63年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年4月から63年12月まで

私が大学を卒業後、父親が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれた。結婚するまで、何度か私は父親にお金を渡し、そのお金で父親が保険料を納付してくれたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、大学を卒業後、父親が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、加入手続及び保険料の納付を行ったとする父親は既に他界していることから、申立期間の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人とその兄の国民年金手帳記号番号は連番で払い出されており、被保険者名簿の日付などから、申立人とその兄の国民年金の加入手続は平成3年4月に行われたと推認できることから、その時点で遡って納付することが可能な申立期間直後の平成元年1月から3年3月までの国民年金保険料を納付したと考えるのが合理的である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号が払い出される必要があるが、申立人は、20歳の頃から平成7年に転居するまで同一の区に居住しており、同一の区内で重複して手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年12月から10年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年12月から10年2月まで

私は、平成9年12月に会社を退職した後、区役所で厚生年金保険から国民年金への切替手続を行った。申立期間の国民年金保険料については、納付書により区役所で納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成9年12月に会社を退職した後、区役所で厚生年金保険から国民年金への切替手続を行い、申立期間の国民年金保険料については、納付書により区役所で納付していたと主張しているが、申立人の同年同月の国民年金被保険者資格取得の記録は、12年4月に追加されたことがオンライン記録により確認できることから、その時点まで、申立期間は国民年金の未加入期間で保険料を納付することができない期間である。

また、申立期間は、平成9年1月の基礎年金番号導入後の期間であり、同番号に基づき国民年金保険料の収納事務の電算化が図られていた状況下において、当該期間の記録管理が適切に行われていなかったとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年9月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和29年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和49年9月から51年3月まで

私は、20歳になれば国民年金に加入するものだと私の母親に勧められ、私も国民年金に加入することに同意し、昭和49年*月頃に、母親が、私に代わって私の国民年金の加入手続を行った。

申立期間の国民年金保険料については、私の母親が納付したので、どのように納付したか分からないが、私が所持している年金手帳の「国民年金の記録」欄に、国民年金の「被保険者となった日」が昭和49年*月*日と記載され、市役所の印が押してあるので、母親は、このときに私の国民年金の加入手続を行い、保険料の納付を開始したはずだ。

私は、母親が、私と私の両親の3人分の国民年金保険料を一緒に納付し、両親は、申立期間と同じ期間の保険料が納付済みとされているにもかかわらず、私のみ申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった昭和49年*月頃、その母親が国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得時期から、申立人の国民年金の加入手続時期は53年5月と推認され、申立人の主張とは一致していない。

また、推認される申立人の国民年金の加入手続時点において、申立期間の国民年金保険料は時効により納付することができず、その母親が当該期間の保険料を納付するためには、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出される必要があるが、当該期間の前後を通じて同一市内に居住していた申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は

見当たらず、その形跡も無い。

さらに、申立人は、自身の所持する年金手帳の「国民年金の記録」欄に、国民年金の「被保険者となった日」が、昭和49年*月*日と記載され、市役所の印が押してあることを根拠に、同年同月にその母親が申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料の納付を開始したはずであると述べているが、この国民年金の被保険者となった日は、加入手続時期、保険料の納付開始時期を示すものではなく、国民年金の被保険者資格を取得した日が記載されることから、加入手続時期及び保険料の納付開始時期を特定するものではない。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年6月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年6月から50年3月まで

私は、勤務先を退職後の昭和46年6月頃、A市のB区役所で国民年金の加入手続を行った。

国民年金保険料については、私が、退職後に勤めた会社近く又は自宅近くの銀行の窓口で、納付書に現金を添えて定期的に納付していた。

私は、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、勤務先を退職後の昭和46年6月頃、A市のB区役所で、国民年金の加入手続を行い、納付書に現金を添えて定期的に国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号はC市D区で払い出されており、その手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、申立人が、国民年金の加入手続を行った時期は、50年7月であると推認されるため、申立人の主張する国民年金の加入手続の時期及び場所と一致しない。ちなみに、申立人がこれまで受け取った年金手帳は表紙がオレンジ色の一冊であるとしているが、同手帳は49年以降に使用が開始されたものであり、同手帳の国民年金手帳記号番号の記載欄には、50年7月にC市で国民年金の加入手続が行われたことを示すものと推認される「50.7C」の印が押されている。

また、申立人の国民年金の加入手続時期と推認される昭和50年7月時点では、申立期間のうち、46年6月から48年3月までの期間については、時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、同年4月から50年3月までの期間については、過年度納付により保険料を納付することが

可能ではあるものの、申立人は、遡って保険料を納付した憶えは無いとして
いることから、申立期間の保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記
号番号が払い出される必要があるが、別の手帳記号番号が払い出された形跡
は見当たらない。

さらに、申立人は、自身の所持する年金手帳の「はじめて被保険者となっ
た日」が昭和46年6月1日と記載されていることから、同日に国民年金に加
入したと思うと述べているが、同手帳の日付は、加入手続日に関係なく、強
制加入期間の初日まで遡って記載されることから、加入手続日を特定するも
のではない。

加えて、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す
関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付
していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断
すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めるこ
とはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年11月から49年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年11月から49年9月まで

私は、昭和44年に結婚した後、町からの委託により、年金委員として国民年金保険料の集金業務を行っていた元夫の母親に、年に1回か2回、まとめて保険料を渡していた。

元夫の母親は、集金した地域の人々の国民年金保険料を、町役場に納付していたため、私の申立期間の保険料についても、一緒に納付していたはずである。

私は、申立期間当時、共済組合に加入していたことも、国民年金保険料が還付されていたことも知らなかったため、申立期間についても、引き続き国民年金に加入し、元夫の母親が、私の保険料を納付していたはずである。

最近になって、申立期間後の期間について、国民年金保険料の納付記録が追加されたため、申立期間についても、記録がおかしいのではないかと思う。

申立期間が国民年金に未加入とされ、国民年金保険料が未納とされていることに納得できないため、申立期間について納付済みとしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和44年4月に国民年金に加入し、申立期間においても、引き続き国民年金に加入していたはずであるとしているが、特殊台帳、申立人が当該期間の始期に居住していた町の国民年金被保険者名簿及び申立人の年金手帳のいずれにおいても、当該期間の始期である46年11月に、申立人は、国民年金の被保険者資格を喪失した旨が記載されていることが確認できることに加え、

当該被保険者名簿には、申立人が当該期間の始期から勤務したと考えられる事業所の名称が記入されており、当該事業所を管轄する共済組合では、申立人が、当該期間の始期である同年同月に、当該事業所に勤務し、当該共済組合の組合員資格を取得していたことが確認できるとしていることから、当該国民年金被保険者資格喪失手続及びその事務処理は適正に行われていたものと考えられ、申立人は、同年同月に、国民年金の被保険者資格を喪失していたものと認められる。

また、申立人は、その元夫の母親が、申立期間の国民年金保険料についても、引き続き納付していたはずであるとしており、確かに、特殊台帳及び申立人が当該期間の始期に居住していた町の国民年金被保険者名簿によると、昭和46年10月から47年9月までの保険料が、46年10月に前納されていたことが確認できる。しかし、上述の共済組合によると、申立人が同年11月から47年7月までは当該共済組合の組合員であったことが確認できるとしていること、及び特殊台帳及び当該被保険者名簿によると、申立人が、当該期間の始期である46年11月に国民年金の被保険者資格を喪失し、同年同月から47年9月までの保険料が、同年11月に一括して還付された旨が記入されていることが確認できることを踏まえると、当該期間に係る保険料は、当該時期に、適正に還付されたものと認められる。

さらに、特殊台帳、申立人が申立期間の始期に居住していた町の国民年金被保険者名簿及び申立人の年金手帳によると、申立人は、申立期間直後の昭和49年10月に、国民年金に任意加入していることが確認でき、申立期間のうち、申立人が、上述の共済組合の組合員資格を喪失した直後の47年8月から49年9月までは、申立人が国民年金を含む公的年金制度に加入していない期間とされており、申立人は、当該期間において、国民年金の加入手続を行っていなかったため、当該期間当時、当該期間の国民年金保険料を納付することはできなかったものと考えられる上、申立人が国民年金に任意加入した同年10月の時点において、任意の未加入期間である当該期間の保険料を遡って納付することもできなかったものと考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年12月から平成2年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年12月から平成2年10月まで
時期は定かではないが、役所から未納期間の国民年金保険料の納付を催促する通知が届いたので、母親が、当該期間の保険料を遡って全て納付してくれた。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、時期は定かではないが、役所から未納期間の国民年金保険料の納付を催促する通知が届いたので、その母親が、当該期間の保険料を遡って全て納付してくれたと主張しているが、申立人自身は、保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の保険料を納付したとするその母親は、申立人の保険料を遡って納付した記憶はあるものの、保険料の納付期間、納付時期及び納付金額についての記憶が定かではないことから、申立期間の保険料の納付状況は不明である。

また、i) 申立人の国民年金手帳記号番号は、平成4年12月に払い出されていることが確認でき、申立人は、継続して同一市内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないこと、ii) 申立期間直後の2年11月の国民年金保険料は、4年12月に納付されていることが、オンライン記録により確認できることから、申立人の国民年金の加入手続は、同年同月頃に行われたものと推認でき、その時点では、申立期間は、時効により保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立期間直後の平成2年11月から5年3月までの国民年金保険料は、4年12月から5年12月までの間に、遡って納付されていることが、オンライン記録により確認できることから、申立人の母親が遡って納付したの

は、当該期間の保険料であったと考えるのが合理的である。

加えて、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 7074

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年4月22日から同年7月1日まで
② 昭和22年7月1日から23年1月23日まで
③ 昭和23年1月23日から同年6月1日まで
④ 昭和25年7月18日から26年4月1日まで
⑤ 昭和57年10月1日から59年8月1日まで

夫は、昭和12年3月にA社に入社し、戦後、一時同社は解散、解体されたものの、新たに設立されたB社を57年7月末に退職するまで、A社、B社及び同社関連会社に継続して勤務していたが、申立期間①から⑤までの厚生年金保険の記録が無いので、調査して被保険者期間として認めてほしい。

申立期間①には、A社に勤務していた。

申立期間②には、A社が解散、解体後、新たに設立されたC社D支店長として勤務していた。

申立期間③には、E社に勤務していた。

申立期間④には、F社に勤務していた。

申立期間⑤には、B社を退職した後に就職したG社に勤務していた。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人が作成したとする履歴書には昭和12年3月A社に入社、22年7月に同社解体、解散した旨の記載がある。

しかし、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から住所が判明した同僚3名に照会したところ、回答のあった2名のうち、1名の同僚は

申立人のことを記憶しておらず、もう1名の同僚は、申立人のことを記憶していたものの、退職時期については分からないと回答している。

また、申立人は既に死亡しているため、当時の業務内容及び同僚の名前等を聴取することができないことから、申立人の勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

さらに、B社は、「当社は、昭和22年7月に設立されたF社が核となり、34年に社名をB社と変更した会社であり、A社とは全くの別会社なので、当時のことについては不明である。」と回答していることから、申立人の勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

- 2 申立期間②について、申立人が作成したとする履歴書には昭和22年7月C社設立、D支店長との記載がある。

しかし、オンライン記録では、C社は昭和23年7月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間②においては適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、申立人は既に死亡しているため、当時の同僚の名前等を聴取することができないことから、C社D支店の同僚から当時の状況や申立人の勤務実態を確認することができない上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている事業主及び同僚については連絡先が不明であるため、申立人の勤務実態及び保険料控除について照会することができない。

- 3 申立期間③について、申立人が所持していた昭和23年1月23日付けE社名の辞令には、「当社ノ用務ヲ嘱託ス」と記載されている。

しかし、E社の後継会社である、H社は、「申立人に係る社内記録に、昭和23年1月23日用務を嘱託し、同年5月30日職員に採用する旨の発令記録及び同年6月1日より俸給との記載があることから、申立人は、同年6月から厚生年金保険の被保険者になったものと思われる。」と回答しており、申立人の資格取得日と符合している。

また、オンライン記録では、E社は昭和23年4月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることから、申立期間③のうち、同年1月23日から同年4月1日までの期間は適用事業所となっていない。

さらに、E社における厚生年金保険被保険者記録がある同僚10名に照会を行い、回答があった7名全員が、当時の申立人の勤務実態については分からないとしている。

- 4 申立期間④について、申立人が作成したとする履歴書には、昭和25年6月E社退社、F社入社との記載、及び57年7月に退職するまで同

社から名称変更したB社に継続して勤務していた旨の記載がある。

また、雇用保険の記録では、申立人は、昭和25年10月1日から57年7月31日までの期間において、B社に勤務していたことが確認できる。

さらに、申立人は、取引先の事業所が昭和25年11月2日付けで申立人に差し出した、E社の住所宛ての封筒及び封書を所持しているところ、当該封筒の表面には、F社内の申立人へ転送を依頼する旨の紙が添付されている。

しかしながら、申立人が作成したとする履歴書には記載が無いものの、I社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は、昭和26年4月1日に同社の厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できるところ、当該事業所の住所は、F社内であることが確認できる。

また、I社に勤務し、申立人を記憶していた同僚は、申立人が同社に勤務する前に勤めていた事業所名については分からないと述べている上、当時、F社に勤務し、文書照会に回答した4名の同僚は、申立人を記憶しておらず、うち1名の同僚は、「私が所持している昭和26年5月1日現在のF社社員住所録に、申立人の氏名が記載されているが、同住所録には、入社年月日及び所属部署等の記載は無く、26年5月より前である当時のことは分からない。」と述べている。

さらに、上記複数の同僚は、「A社解体後、社員は、部門別に200社ぐらいの会社を設立したと聞いている。」、「GHQの命令でそれぞれの会社には社員数の制限があり、F社の社員の一部は、I等の会社の名前で勤務していた。」と回答しているところ、申立人は既に死亡しているため、当時の同僚の氏名等を聴取することができないことから、申立人の申立てに係る事業所を特定することができない。

加えて、F社の後継会社であるB社は、「社内記録では、申立人は、昭和26年5月に当社の厚生年金保険被保険者資格を取得している。」と回答している。

- 5 申立期間⑤について、複数の同僚が当該期間において、申立人がG社に顧問又は相談役として勤務していたと証言していることから、申立期間⑤において、申立人が同社に勤務していたことが認められる。

しかし、当時、G社において総務及び経理を担当していた同僚は、「申立人は、当社に入社当初は、B社の健康保険組合の任意継続被保険者であり、当社の厚生年金保険や健康保険には1、2年は加入していない。」と述べている。

また、前述の総務及び経理担当者の上司であった同僚は、「申立人は、

勤務時間が不定期で非常勤に近い勤務形態だった。」とも証言しているが、申立人は既に死亡しているため、申立人から当時の勤務形態、業務内容及び保険料控除の事実を確認することができない。

- 6 このほか、申立人の申立期間①から⑤までに係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①から⑤までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年5月頃から36年4月頃まで

私は、昭和34年5月頃から36年4月頃まで、A社の工場でB商品の製造の仕事をしていた。しかし、厚生年金保険の被保険者記録が無い。

正社員として勤務し、給与から保険料を控除されていたので、調査の上、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「勤務していた工場の所在地はC市D地区で、近くにE社の工場があった。」と供述している。

しかしながら、オンライン記録によると、申立人が勤務していたと主張する工場は、適用事業所として見当たらない。

また、A社が、「申立人に係る資料は見当たらない。社史によると、申立期間当時、B商品等の関係事業は、F社（現在は、G社）に移管されている。」と回答しているところ、G社は、「申立人に係る資料は見当たらない。申立人が主張する所在地に当社が工場を有していた記録は無い。」と回答している。

さらに、申立期間当時のF社の元従業員に照会したところ、申立人を記憶する者はいなかった上、複数の者が、「C市にB商品の工場があったという話を聞いたことが無い。」と回答している。

一方、住宅地図を調査したところ、申立人が主張するE社の工場近辺に、H社I事業所が確認できることから、同社の元従業員に照会したところ、申立人を記憶する者はいなかったものの、複数の者が、「仕事は、B商品の製造だった。工場の近くにE社の工場があった。H社はA社の関連会社だと思う。」と回答している。

しかしながら、オンライン記録によると、H社は、昭和 38 年 5 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所になっており、申立期間は適用事業所ではないことが確認できる上、同社の初代工場長は、「工場ができたのは、昭和 38 年 5 月 1 日である。」と供述している。

また、H社は、「申立期間当時の資料が残っていないため、確認することができない。」と回答している。

さらに、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 4 月 1 日から 47 年 12 月 22 日まで
私は、大学の夜間部に通いながら、申立期間においてA社に勤務していたが、ほとんどの期間、B社に派遣され、C職に携わっていた。B社の同じプロジェクトに派遣されていたのは私一人だけだったので、A社で記憶しているのは、同社の社長及び大学の先輩、同級生の名前だけである。申立期間は、厚生年金保険料が給与から控除されていたと思うので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る申立人の申立期間のうちの一部期間における雇用保険の加入記録、申立人の提出した身分証明書等の関連資料及び複数の同職種の同僚の証言から、申立人は、勤務期間の特定はできないものの、同社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、申立人が記憶し、申立人と同時期にA社で勤務していた同僚の同社における厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

また、申立人は、当時の給与形態は時給制であったとしているところ、上記同僚は、「社会保険料控除については覚えていないが、私は時給制だったのでアルバイト扱いだったのかと思ったことを覚えている。」と供述している。

さらに、同僚の一人は、「当時は月給制と時給制の人がおり、厚生年金保険の加入については、社長が従業員の希望を聞いて加入させていたと思う。」と供述しており、厚生年金保険の加入手続について、従業員によって取扱いが異なっていたことがうかがえる。

加えて、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当

時の事業主も死亡しているため、申立人の申立期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 4 月 1 日から同年 8 月 1 日まで

私がA社に在職していた間のうち、申立期間の標準報酬月額が 28 万円となっているが、昭和 58 年 3 月までは 38 万円であり、同年 8 月以降は 34 万円と記録されているのに、この期間の標準報酬月額が著しく低額であるのは矛盾しており納得できないので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額が 28 万となっているが、当時、給与が 10 万円も減額された記憶は無く、申立期間の標準報酬月額が低額になっているのは矛盾しているとして、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てている。

しかし、A社の人事記録を管理するB社から提出された申立期間及びその前後の期間の賃金データから、申立人は、申立期間及びその前後の期間において、オンライン記録どおりの標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていたことが確認できる。

また、B社は、申立人の標準報酬月額について、「昭和 58 年 4 月 1 日付けで月額変更届により 28 万円と設定した経緯については不明であるが、当該変更届の算定対象月（同年 1 月から同年 3 月まで）において給与支給額が下がったことから届出を行ったと考えられ、厚生年金保険料は、届出を行った額（28 万円）に基づいて算出した額を控除していた。」と回答している。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、標準

報酬月額の遡及訂正等の不適正な事務処理は確認できない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 7078

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年12月1日から29年1月1日まで
② 昭和32年8月1日から33年12月31日まで
③ 昭和36年9月1日から37年1月4日まで
④ 昭和37年1月25日から38年10月21日まで
⑤ 昭和38年10月21日から同年12月8日まで
⑥ 昭和39年3月2日から40年3月18日まで
⑦ 昭和40年9月6日から45年3月1日まで
⑧ 昭和45年3月11日から同年10月24日まで
⑨ 昭和45年12月1日から48年9月1日まで

厚生年金保険の記録では、申立期間に係る被保険者記録が脱退手当金として一時金で精算されているが、私は受け取っていないので、詳しく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間①に係るものと申立期間②から⑨までに係るものの2回にわたり支給されたと記録されているところ、2回とも申立人の意思に反して請求されているというのは考え難い。

申立期間①について、当該期間に係るA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額及び対象月数に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和29年2月13日に支給決定されている上、申立人の厚生年金保険被保険者台帳には脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されている

など、一連の事務処理に不自然さはない。

申立期間②から⑨までについて、当該期間に係る最終事業所であるB社の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額及び対象月数に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約6か月後の昭和49年2月20日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

このほか、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 7079

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年6月1日から46年6月1日まで
② 昭和46年6月1日から47年8月1日まで
③ 昭和47年8月1日から48年3月1日まで
④ 昭和48年3月1日から49年9月1日まで
⑤ 昭和49年9月1日から50年8月11日まで

厚生年金保険の記録では、脱退手当金を受け取ったことになっている。体調不良のためにA社を辞めたが、脱退手当金のことすら知らず、受け取った覚えもないので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額及び対象月数に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約6か月後の昭和51年2月19日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年10月1日から14年7月1日まで
② 平成17年7月1日から20年4月1日まで

A社で勤務していた期間のうち、申立期間①及び②の標準報酬月額の記録が申立期間より前の標準報酬月額より減額され、50万円よりも低額になっているが、これらの期間の給料は、50万円よりも低額だったことは無いので、標準報酬月額に係る記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に勤務していた期間のうち、申立期間①及び②について、受け取っていた給与額に比較してオンライン記録の標準報酬月額が低額になっていると申し立てている。

しかし、事業主から提供された平成7年1月から14年7月までの期間及び17年7月から20年4月までの期間の賃金台帳によると、厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録における標準報酬月額は一致している上、事業主から提供された18年及び19年の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届に記載されている標準報酬月額も、オンライン記録における標準報酬月額と一致していることが確認できる。

また、申立人と同時期にA社において厚生年金保険の被保険者資格を取得している被保険者100名のうち91名については、申立期間①及び②において標準報酬月額が減額されている時期があり、申立人だけが標準報酬月額を減額されているわけではない上、申立人の標準報酬月額のみが低額であるという事実は認められない。

さらに、平成17年、18年、19年及び20年分の市民税賦課資料に記載

された年間社会保険料額は、賃金台帳から該当年の社会保険料総額を計算した額とほぼ一致する。

加えて、オンライン記録において、申立人のA社に係る標準報酬月額記録が、遡って訂正処理された形跡は見当たらない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 9 月頃から 44 年 12 月頃まで

A事業所又はB事業所という名称の事業所に勤務していた申立期間が、厚生年金保険の被保険者となっていない。私は、昭和 43 年 9 月頃から同事業所で勤務し、船舶Cに乗船し、D職として勤務していた。同事業所に勤務していたときにE組織が発行した身分証明証を所持している。申立期間に同事業所に勤務していたことに間違いなく、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 43 年 9 月頃から 44 年 12 月頃までA事業所又はB事業所という名称の事業所に勤務していたと述べている上、E組織が、43 年 9 月 9 日に発行した身分証明証を所持していたことから、期間は特定できないものの、申立人が当該事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、オンライン記録において、A事業所又はB事業所は、いずれの名称においても厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる。

また、F職場に勤務していた従業員の労務管理事務を継承しているG事務所に申立人に係る在籍記録を照会したところ、「申立人が乗船していたと述べている船舶Hは、I国船籍の船舶である。申立人に係る昭和 40 年 11 月 8 日から 43 年 9 月 13 日までの期間のJ票は確認できるが、申立人のA事業所又はB事業所における在籍記録は確認できない。」と回答していることから、申立人の申立期間に係る勤務実態及び事業主による給与からの厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、G事務所は、「K組織が作成した『平成 12 年度L概要』の資

料から、日本政府がM船員を雇用したのは、昭和 37 年 4 月 1 日からの 4 か月であり、その後、M船員は、N組織の直接雇用に戻されたとされることから、M船員は、申立人の申立期間以前に、N組織の直接雇用に切り替えられたことが推測される。N組織の直接雇用であれば、日本政府は雇用主には当たらず、社会保険料の源泉徴収及び納付の義務を負うことはない。」と回答している。

加えて、申立人は、A事業所又はB事業所における同僚の名前を、姓のみしか記憶しておらず、オンライン記録における氏名検索によって当該同僚を特定することができないことから、当該事業所の同僚から申立てに係る証言を得ることができない上、雇用保険の記録においても、申立人の当該事業所での雇用保険加入記録は確認できない。

このほか、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる給料明細書等の資料を所持しておらず、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関係資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 7082

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 3 月 1 日から同年 9 月 1 日まで

私は、A社に昭和 62 年 3 月 1 日に入社し、63 年 2 月 7 日に退職するまで、正社員のB職として勤務していた。

ところが、申立期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。

A社発行の昭和 62 年分給与所得の源泉徴収票には、就職年月日が同年 3 月 1 日と記載されている。また、同年 4 月頃から同年 5 月頃まで、C社会保険事務所（当時）発行の健康保険被保険者証で病院にかかっていたので、厚生年金保険にも加入していたはずである。

調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した昭和 62 年分給与所得の源泉徴収票において、A社への就職年月日が 62 年 3 月 1 日と記載されていることから、申立期間において、申立人が同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、A社が提出した健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書によると、申立人の資格取得年月日は昭和 62 年 9 月 1 日と記載されていることが確認できる上、オンライン記録及び雇用保険の記録においても、資格取得日は同日となっており、一致している。

また、上記の源泉徴収票において確認できるA社における社会保険料控除額は、オンライン記録のとおり、申立人が昭和 62 年 9 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した場合の同年 9 月から同年 12 月までの 4 か月における健康保険料、厚生年金保険料及び雇用保険料の合計額とほぼ一致している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 7083 (事案 3846 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年7月1日から48年1月1日まで
私は、昭和46年10月1日から50年9月30日までの期間において、継続してA社に勤務していたが、厚生年金保険の記録では、47年7月1日に資格喪失、48年1月1日に資格取得となっており、申立期間の被保険者記録が欠落している。

前回の申立ては認められなかったが、誤った事実に基づいて判断されていると思われる。再申立ての理由書を提出するので、再度、調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、複数の同僚の供述及び雇用保険の記録から、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことは認められるものの、申立人と同様、B国に出向していた複数の同僚も申立人と同様の被保険者期間の欠落が確認できることから、当時、事業主は、B国に出向させた従業員については厚生年金保険被保険者資格を喪失させていたことがうかがえるとして、既に当委員会の決定に基づく平成22年8月31日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、再申立ての理由書を提出しているが、当該理由書には、新たな事情は記載されておらず、これは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事実とは認められず、このほかに申立人から新たな資料、情報等の提出は無く、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年3月頃から36年2月頃まで

私は、申立期間にA社B支部のC職として勤務していた。

しかし、厚生年金保険の記録によると、A社B支部に勤務していたこの期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていない。

調査の上、申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶している同僚及びA社B支部におけるC職の業務内容は、複数の同僚の供述と一致していることから、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人は、「当時、C職として勤務していた。」としているところ、複数の同僚が、「当時、C職は、入社後、3か月から1年間の見習期間があった。その間に営業成績の査定があり、基準を達成した者だけが正社員となった。正社員となるまでは、厚生年金保険には加入できず、保険料も控除されていなかった。」と供述している。

また、A社の後継会社であるD社は、「当時の資料は保管していない。」としており、申立人に係る人事記録及び給与関係書類等を確認することができない上、申立人も、申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 63 年 7 月 30 日から平成元年 6 月 1 日まで
② 平成元年 6 月 20 日から同年 8 月 5 日まで
③ 平成元年 8 月 14 日から 2 年 4 月 1 日まで
④ 平成 2 年 4 月 2 日から 3 年 4 月 1 日まで
⑤ 平成 3 年 4 月 1 日から同年 7 月 6 日まで

私は、昭和 63 年 7 月 30 日から平成 4 年 4 月 1 日までの期間に、途中に短期間の離職した時期はあるが、A市立B事業所及び同市立C事業所でD職として勤務した。しかし、3年7月6日から4年4月1日までの期間しか厚生年金保険の被保険者の記録が無い。申立期間①から⑤までを厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A市発行の在籍証明書から、申立人が申立期間①から④までにおいて、同市立B事業所に勤務し、申立期間⑤において、同市立C事業所にD職として勤務していたことが確認できる。

しかし、A市の総務部担当者は、申立期間当時の社会保険事務担当者から、「平成3年頃までは、厚生年金保険の加入は、雇用形態にかかわらず、本人の希望により加入させていたようだ。」との供述を得たと回答している。

また、A市が保管する臨時職員一覧表において、D職と記載され、連絡先の判明した複数の同僚に照会したところ、同僚は、「厚生年金保険は加入を希望する者のみ加入していた。夫の収入に影響したので、途中から厚生年金保険を脱退した。」との証言を得ている。

さらに、上記臨時職員一覧表において、D職と記載されている申立人が

記憶する同僚は、申立人と同時期にA市立B事業所に勤務していたことが確認できるが、オンライン記録によると、申立期間①から⑤までにおいて、厚生年金保険被保険者記録は無く、当該同僚に照会したが回答は無く、申立期間①から⑤までについて、申立人の厚生年金保険料の控除に関する状況を確認することができない。

加えて、前夫の被保険者記録によると、申立期間①、②及び申立期間③の一部を含む昭和56年5月6日から平成元年10月1日までの期間について、申立人は前夫の被扶養者と記録されていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 12 月 1 日から 14 年 10 月 1 日まで

申立期間の標準報酬月額が 50 万円となっている。私は、平成 13 年 8 月 15 日に出向先の C 社から A 社 B 部付として同社に復職したが、同年 11 月 19 日には D 社に出向した。

したがって、平成 13 年 12 月 1 日の標準報酬月額の改定は、仮に 50 万円に減額された標準報酬月額の金額が妥当だったとしても、出向先変更時期との整合性が無い上、給与が減額となっていた期間は、A 社 B 部付であった期間だけで、14 年 1 月以降の給与支給額は大幅に増額しており、所持している源泉徴収票からも、13 年分より 14 年分の支給総額の方が多いたことが確認できるにもかかわらず、同年 10 月 1 日まで標準報酬月額が改定されていないのはおかしいので、申立期間の標準報酬月額を 62 万円に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提供された申立人に係る賃金台帳及び別紙資料に記載されている厚生年金保険料控除額は、オンライン記録の標準報酬月額（50 万円）に見合う金額であることが確認できる。

また、申立人が所持する平成 12 年分から 14 年分までの「給与所得の源泉徴収票」の「支払金額」欄及び「社会保険料等の金額」欄に記載されている金額は、事業主から提供された賃金台帳及び別紙資料から算出した金額と一致する。

さらに、E 健康保険組合が保管している「被保険者情報照会」の標準報酬履歴には、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は 50 万円と記録され

ており、オンライン記録と一致していることが確認できる。

加えて、申立人が、A社において厚生年金保険の被保険者資格を取得した日の前後に資格取得している同僚約1,000名のうち、申立期間後も在籍している同僚30名の標準報酬月額を調査したところ、27名の標準報酬月額が、申立期間中又はその前後に減額しており、申立人の標準報酬月額だけが減額しているわけでは無いことが確認できる上、前述の27名のうち14名の標準報酬月額は、申立人と時期は異なるものの、申立人と同様に標準報酬月額が前の期間よりも減額した後に、再度、増額していることが確認でき、申立期間に係る申立人の標準報酬月額が、これらの同僚の標準報酬月額と比較して、著しく低額であるなどの事情は見当たらない。

また、事業主は、平成13年12月1日に申立人の標準報酬月額が62万円から50万円に随時改定されたことについて、「申立人は、平成13年8月15日に出向先のC社から当社に復職し、同年11月19日にD社に出向するまでの間は、当社B部付で自宅待機となっており、その時に支給された同年9月から同年11月までの3か月の給与の固定的賃金及び変動賃金が下がり、50万円の標準報酬月額に相当する平均報酬月額となったことから、同年12月に随時改定された。」と回答している。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年5月1日から37年8月1日まで

昭和34年5月1日にA社を退職後、B社（現在は、F社）にC部長として入社し、同年5月28日には取締役就任した。D社社史（昭和61年1月1日発行）にも取締役就任後、途中退任することなく39年5月28日に常務取締役に就任したことが記載されているが、厚生年金保険被保険者資格の取得日は、B社の取締役のまま派遣され、後に社長に就任したE社の資格取得日の37年8月1日となっているので調査をしてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

F社G人事部が保管する人事台帳及びD社の社史から、申立人がB社の取締役として昭和34年5月28日以降、申立期間において、同社に勤務していたことは認められる。

しかし、申立人の役職名が取締役であることから、F社に、申立人の申立期間当時の雇用形態や業務内容について照会したところ不明と回答しており確認することができない上、申立人の家族が、申立人がB社に入社する際の紹介者であったと記憶する者も、既に死亡しているため、申立人が同社に入社する際の雇用契約や業務の内容について確認することができない。

また、申立人は、既に死亡しているため、申立人からもA社を退社し、B社に入社する際の雇用契約や業務の内容について供述が得られない。

さらに、申立人は、申立期間当時、B社のC部長に就いていたとしてい

るが、申立人の前任者及び後任者は不明であり、申立人の給与から保険料が控除されていたかどうか確認することができない。

加えて、申立人と同時期に取締役就任していた者は、既に死亡又は住所不明のため申立人について照会することができない。

また、申立人は、申立期間の厚生年金保険料が控除されていたかどうかを確認できる給与明細書や源泉徴収票等を所持していない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 55 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 6 月 30 日

私は、平成 15 年 11 月 1 日にA社に入社し、16 年 2 月 16 日付けで同社の関連会社であるB社に異動となり、17 年 5 月 16 日付けでA社に異動し、同年 9 月 30 日まで勤務したが、「ねんきん定期便」を確認したところ、同年 6 月 30 日に支給があった賞与の記録が無かった。賞与額は約 5 万円だったと記憶しており、通帳にも賞与の振込の記載があるので、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社の平成 17 年給与所得に対する所得税源泉徴収簿及び賃金台帳により、申立人に対して、同年 6 月 30 日に賞与が支給されていることが確認できる。

しかし、平成 17 年給与所得に対する所得税源泉徴収簿及び賃金台帳により、同年 6 月 30 日に支給された賞与から、厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる上、賃金台帳の差引支給額は、申立人が所持する通帳の写しの同年 6 月 30 日の振込額と一致する。

また、A社は、申立人の平成 17 年 6 月 30 日に支給された賞与から、厚生年金保険料は控除していないと回答している。

さらに、厚生年金保険法では、第 19 条において、「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」とされており、第 81 条第 2 項において、「保険料は、被保険者期間の計算の基礎となる各月につき、徴収するものとする。」とされているところ、申立人は、平成 17 年 5 月 15 日にB社を退職しており、オンライン記録によると、同年 5

月 16 日に同社の厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることから、賞与支払月である同年 6 月は、同社に係る厚生年金保険被保険者期間となっていないことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人が申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年8月頃から24年6月頃まで

私は、終戦後の昭和20年8月頃から24年6月頃まで、A国人に雇われ、B市C地区にあるD社（現在は、E社）B工場で、F業務に従事していた。しかし、ねんきん定期便を確認したところ、申立期間が、厚生年金保険被保険者期間となっていないことが分かった。

調査の上、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてA国人に雇われ、D社B工場で勤務していたと述べているところ、E社社史及びB市市史により、当時、D社B工場が連合軍に接収されていた旨の記載が確認できることから判断すると、期間は特定できないものの、申立人が当該工場で勤務していたことは推認できる。

しかし、駐留軍従業員に社会保険制度が適用され、厚生年金保険への加入が行われることとなったのは昭和24年4月1日からであり、申立期間のほとんどにおいてD社B工場は厚生年金保険の適用事業所となっていない。

また、G事業所は、D社B工場での申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入記録については、「資料が無く、不明である。」と回答しており、E社も、「当時の資料が無いため、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除については、不明である。」と回答していることから、当該期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない

さらに、D社本社、同社B工場、同社H工場及び同社I工場に係る昭和

20年4月から25年1月までの健康保険厚生年金保険被保険者名簿の縦覧調査においても、申立人の氏名は確認できない上、申立人が同僚として名前を挙げた者4名についても、うち2名は上記名簿に氏名は見当たらず、ほかの2名は申立人が姓のみしか記憶していないため、上記名簿において該当者を特定することができない。

加えて、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 7090

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 12 月 21 日から 55 年 7 月 1 日まで
私は、昭和 53 年 8 月から 62 年 8 月まで、A 事業所に所属し、D 職として勤務した。

しかし、厚生年金保険の記録によると、B 事業所に研修派遣されていた申立期間の厚生年金保険加入記録が欠落している。

申立期間についても、給与は A 事業所から支給されていたにもかかわらず厚生年金保険の加入記録が無いのは納得できないので、調査の上、当該期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 事業所及び B 事業所の回答並びに A 事業所が加入する C 組合から提出された申立人に係る組合員履歴から、申立人は、昭和 54 年 11 月 1 日から 55 年 4 月 30 日までの期間において、A 事業所に所属し、B 事業所に研修派遣されていたことが確認できる。

しかし、申立人が所持する昭和 55 年 1 月分から同年 7 月分までの A 事業所発行の給与明細書により、申立人は、当該期間において同事業所の事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていないことが確認できる。

また、B 事業所から提出された申立人に係る給与台帳により、申立人は、昭和 54 年 11 月から 55 年 4 月までの健康保険料を事業主により給与から控除されていることが確認できるものの、当該期間の厚生年金保険料の控除は確認できないことから、この点について B 事業所に照会したところ、同事業所は「当時、同事業所は、厚生年金保険の適用事業所となっていなかったため、研修等で在職する非常勤職員については、週 30 時間以上勤務する場合は、健康保険のみ加入させる取扱いであった。」と回答してお

り、オンライン記録により、同事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、平成元年4月1日であり、申立期間は適用事業所でなかったことが確認できる。

さらに、A事業所は「所属職員の研修派遣に伴う給与及び社会保険の取扱いについては、その都度、話合いで決めていたが、当時の資料が無いため申立人に係る取扱いについては不明である。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがえる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川県厚生年金 事案 7091

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 4 月 1 日から同年 9 月 21 日まで
② 昭和 46 年 3 月から 48 年 6 月まで

私は、高校を卒業した昭和 37 年 4 月 1 日から、高校の友人の紹介で C 区にあった A 社に入社し、同年 9 月 20 日まで勤務した。その後、46 年 3 月から 48 年 6 月まで、D 区にあった B 社に勤務したが、A 社及び B 社に勤務した期間が厚生年金保険被保険者期間になっていないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、A 社の元社員の証言により、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかし、A 社の現在の事業主は、「当時の事業主は既に死亡しており、資料も保管されていないため、不明である。」と回答していることから、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、上記の事業主は、「当時は、従業員は、見習期間終了後、社会保険に加入させる取扱いであった。」と述べているところ、複数の元社員も、「A 社では、見習期間があり、私の入社日と厚生年金保険加入日は一致していない。」と述べていることを勘案すると、同社では、必ずしも従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いとなっていなかったことがうかがえる。

さらに、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、当該期間において、申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番も無い。加えて、申立人は、当該期間における給与明細書等の厚生年金保険料を

控除されていたことを確認できる資料を所持しておらず、このほか、申立人が当該期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間②について、B社の事業主は、「当時の申立人の書類が保管されていないので、勤務期間は特定できないが、申立人は当社の正社員として勤務していた。」と回答していることから、申立人は、同社に勤務していたことは認められる。

しかし、上記の事業主は、「当時は創業間もない時でもあり、収益も不安定で、会社の形も整っておらず、社会保険も任意加入であったことから、労災保険だけ加入し、ほかの保険は加入していなかった。したがって、当該期間においては、厚生年金保険の適用事業所となっていなかったため、申立人の給与から厚生年金保険料を控除していなかった。」と回答しているところ、オンライン記録によると、B社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和 56 年 7 月 1 日であり、当該期間については、適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、申立人は、当該期間において給与明細書等の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる資料を所持しておらず、このほかに申立人が当該期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

神奈川厚生年金 事案 7092

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 44 年 5 月 1 日から 48 年 6 月 1 日まで
② 昭和 48 年 6 月 1 日から 53 年 4 月 1 日まで
③ 昭和 53 年 7 月 1 日から 54 年 3 月 2 日まで
④ 昭和 54 年 6 月 19 日から同年 11 月 1 日まで

私は、昭和 44 年 5 月から 48 年 5 月まで A 社に勤務していたのに、申立期間①の厚生年金保険被保険者記録が無い。

また、昭和 48 年 6 月から 53 年 6 月末まで B 社（現在は、C 社）に勤務していたのに、申立期間②の厚生年金保険被保険者記録が無い。

さらに、昭和 53 年 7 月から 54 年 10 月末まで D 社（現在は、E 社）に勤務していたのに、申立期間③及び④の厚生年金保険被保険者記録が無い。

それぞれの被保険者期間が無いのは納得できないので、申立期間①から④までに係る被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、同僚の証言から、期間は特定できないものの、申立人が A 社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A 社は、昭和 45 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっていることから、申立期間①のうち、44 年 5 月 1 日から 45 年 4 月 1 日までの期間は適用事業所となっていない。

また、申立人は、申立期間①において、一緒に勤務していた同質性の高い同僚の名前を 6 名記憶しているが、その 6 名には、当該期間に A 社における厚生年金保険の被保険者記録が無いことが確認できる。

さらに、申立期間①当時の事業主は、住所が不明であるため、申立人の当該期間における保険料控除について聴取することができない。

申立期間②について、複数の同僚の証言から、期間は特定できないものの、申立人が、B社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人が記憶している同僚は、B社における厚生年金保険の被保険者記録が確認できない上、ほかの同僚は、その者が記憶している入社日と同社における厚生年金保険の被保険者資格取得日に約5年の相違があることから、当時、同社では、厚生年金保険の加入手続の取扱いが、従業員によって異なっていたことがうかがえる。

また、申立人のB社におけるF厚生年金基金の加入員記録及びG健康保険組合の被保険者加入記録は、昭和53年4月1日から同年7月1日までとなっており、オンライン記録と一致している上、申立人は、申立期間②当時、健康保険被保険者証を事業所から受領していないとしている。

さらに、C社は、申立期間②当時の社会保険の加入に関する資料が無いため、申立てどおりの届出及び保険料納付については不明であると回答している。

申立期間③及び④について、申立人は、D社に継続して勤務していたと主張している。

しかし、申立期間③及び④について、当時のD社の社会保険担当者は、「社員は、厚生年金保険に原則加入させていたが、H職の中には加入を希望しない者もあり、その場合は加入させていなかった。また、保険料を給与から控除しておきながら、厚生年金保険に加入させないということは絶対に無かった。」と供述しているところ、申立人が記憶している1名の同僚は、同社における厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

また、上記社会保険担当者は、「当時は、従業員を全員雇用保険に加入させていた。雇用保険加入期間が当社に勤務していた期間となる。」と供述しているところ、申立人の雇用保険の加入記録は、昭和54年5月1日に被保険者資格を取得し、同年6月19日に離職しており、厚生年金保険の加入記録とほぼ一致していることが確認できる。

さらに、E社は、申立期間③及び④当時の社会保険の加入に関する資料が無いので、申立てどおりの届出及び保険料納付については不明であると回答している。

このほか、申立期間①から④までにおいて、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①から④までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年2月16日から同年8月1日まで

夫は、兄の紹介で昭和23年2月16日にA社（現在は、B社）C事業所にD職として入社し、途中でE市にある事業所に異動し、45年6月30日の定年まで勤務したが、厚生年金保険の被保険者記録では、資格取得日が23年8月1日となっている。入社時の辞令を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する辞令及びB社の保管する人事記録から、申立人が昭和23年2月16日に嘱託社員としてA社に入社し、申立期間において継続して勤務していたことは認められる。

しかし、B社は、当時の嘱託社員に係る厚生年金保険の取扱いについては、資料が無いため不明であると回答している上、申立期間当時に同社において厚生年金保険の被保険者記録のある同僚は、D職は特別職として扱われていたので、厚生年金保険の加入について、正社員と同様であったかどうかは分からないと供述しており、申立期間当時のD職に係る厚生年金保険の取扱いについて確認することはできなかった。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳索引票から、申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日は、昭和23年8月1日であることが確認できる。

さらに、申立人の親族であり、A社C事業所に申立人より先に勤務していたとするD職の上司の厚生年金保険被保険者資格取得日は、申立人と同

日の昭和 23 年 8 月 1 日である上、申立人の厚生年金保険記号番号の前後の番号の同僚の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）から、両氏の当該事業所における厚生年金保険被保険者資格取得日は、申立人と同日の同年 8 月 1 日であることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事情及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。